

川越市の 情報公開及び 個人情報保護制度

令和3年度の運用状況

川越市総務部総務課

目 次

情報公開制度の運用状況	1
1 請求・申出の受付、処理件数	2
2 実施機関別の受付、処理件数	3
3 主な請求・申出文書	5
4 請求・申出者の区分	5
5 部分公開及び非公開の決定・回答の理由別内訳	6
6 審査請求の処理状況	7
7 情報提供の実施状況	7
8 請求・申出の一覧	8
資料	
(1) 川越市情報公開条例	2 2
(2) 川越市情報公開条例施行規則	3 2
個人情報保護制度の運用状況	3 5
1 開示・訂正等請求の受付、処理件数	3 6
2 実施機関別の受付、処理件数	3 7
3 主な対象個人情報	3 9
4 部分開示及び非開示の決定の理由別内訳	3 9
5 訂正等請求の処理状況	4 0
6 審査請求の処理状況	4 0
資料	
(1) 川越市個人情報保護条例	4 1
(2) 川越市個人情報保護条例施行規則	6 0

- ・参考資料として添付している条例・規則等については、令和4年10月現在のものです。
- ・運用状況において引用している条項等は、処理時点のものとなります。
- ・単位未満四捨五入のため、合計の数字と内訳の数字が一致しない場合があります。

情報公開制度の運用状況

1 請求・申出の受付、処理件数

本市では、市民の市政への参加の促進と開かれた市政を推進するため、市で保有している公文書を公開する「情報公開制度」を平成9年4月1日から実施しています。令和3年4月1日から令和4年3月31日までの「請求・申出の受付、処理件数」は200件で、請求が94件、申出が106件となっています（表1参照）。

（表1）請求・申出の受付、処理件数

令和3年度	公開 決定・回答	部分公開 決定・回答	非公開 決定・回答	取下げ	合計
請求	59	14	11	10	94
申出	69	19	3	15	106
合計	128	33	14	25	200

2 実施機関別の受付、処理件数

令和3年度の請求・申出の受付、処理件数を実施機関別に分類すると、議会が1件、市長が163件、教育委員会が16件、上下水道事業管理者が20件でした。選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会に対しては、請求・申出はありませんでした（表2参照）。

（表2）実施機関別の受付、処理件数

		公 開 決定・回答	部分公開 決定・回答	非 公 開 決定・回答	取 下 げ	合 計
議 会	請求	1	0	0	0	1
	申出	0	0	0	0	0
	合計	1	0	0	0	1
市 長	請求	42	13	11	9	75
	申出	57	15	3	13	88
	合計	99	28	14	22	163
教育委員会	請求	9	0	0	1	10
	申出	4	2	0	0	6
	合計	13	2	0	1	16
選 挙 管 理 委 員 会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
公平委員会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
監 査 委 員	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	請求	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	請求	7	1	0	0	8
	申出	8	2	0	2	12
	合計	15	3	0	2	20
総 合 計	請求	59	14	11	10	94
	申出	69	19	3	15	106
	合計	128	33	14	25	200

部局別では、都市計画部（４８件）が最も多く、次いで、保健医療部（３１件）、建設部（２４件）となっています（表３参照）。

（表３）部局別の受付、処理件数

実施機関名	総件数	実施機関名	総件数	
議 会	1	教育委員会	教育総務部	6
秘 書 室	0		学校教育部	10
広 報 室	0		合 計	16
防 災 危 機 管 理 室	1	選挙管理委員会	0	
総 合 政 策 部	2	公 平 委 員 会	0	
総 務 部	6	監 査 委 員	0	
財 政 部	4	農 業 委 員 会	0	
市 民 部	8	固定資産評価審査委員会	0	
文 化 ス ポ ー ツ 部	0	上下水道事業管理者	20	
福 祉 部	7			
こども未来部	3			
保健医療部	31			
環 境 部	21			
産 業 観 光 部	8			
都 市 計 画 部	48			
建 設 部	24			
会 計 室	0			
合 計	164	総 合 計	200	

3 主な請求・申出文書

令和3年度に請求・申出の対象となった公文書のうち、主な文書名と文書数は次のとおりです（表4参照）。

（表4）主な請求・申出文書

主 な 文 書 名	文 書 数
業務委託の設計に関する文書	160文書
施設台帳に関する文書	22文書
工事の設計に関する文書	17文書

4 請求・申出者の区分

令和3年度の請求者及び申出者を次の区分で分けると、市内に住所を有する者が44件（全体の22.0%）、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者が3件（全体の1.5%）、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が47件（全体の23.5%）、利害関係者が1件（全体の0.5%）となっています。

また、その他に区分される者は、105件（全体の52.5%）となっています（表5参照）。

（表5）請求・申出者の区分

区 分	請求	申出
(1) 市内に住所を有する者	43	1
(2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	3	0
(3) 市内に存する学校に在学する者	0	0
(4) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体	47	0
(5) 市の機関が行う事務事業によって権利又は利益 に直接影響を受けるもの	1	0
(6) その他	—	105
合 計		200

5 部分公開及び非公開の決定・回答の理由別内訳

(1) 非公開情報

令和3年度の部分公開及び非公開の決定・回答のうち、川越市情報公開条例第6条第1項各号（非公開情報）が適用された件数は合計33件でした。

上記33件につき、同条例同条同項各号が適用された回数は延べ54回でした。その内訳は次のとおりです（表6参照）。

（表6）川越市情報公開条例第6条第1項各号の適用状況

非公開情報	根拠条項	適用回数※
個人に関する情報	第6条第1項第1号	22
法人等に関する情報	第6条第1項第2号	19
意思決定過程における情報	第6条第1項第3号	2
国等との協力関係等に関する情報	第6条第1項第4号	0
性質上公開になじまない事務事業に関する情報	第6条第1項第5号	2
公共の安全と秩序に関する情報	第6条第1項第6号	9
法令秘情報	第6条第1項第7号	0
各大臣等（主務大臣等）から指示のあった情報	第6条第1項第8号	0

※1件の決定・回答に複数の非公開情報が含まれることがあるため、部分公開及び非公開の決定・回答の件数とは一致しません。

(2) その他

(1)のほか、部分公開及び非公開の決定・回答のうち、川越市情報公開条例第6条第4項が適用された件数は5件、第19条第1項が適用された件数は0件、文書不存在が理由とされた件数は9件ありました。

6 審査請求の処理状況

令和3年度は、公開決定等についての審査請求は1件ありました。公文書公開請求に係る不作為についての審査請求はありませんでした。

7 情報提供の実施状況

情報公開コーナーでは、行政資料の提供を行っています。

提供している資料は、予算書、決算書、市議会会議録、計画書、統計書等です。

8. 請求・申出の一覧

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	決定内容	非公開部分の根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
1	R3.4.2	資源化センター樹木管理除草業務委託 資源化センター樹木薬剤散布業務委託 金額入り設計書(内訳書、代価表(歩掛))	令和2年度 委託設計書 資源化センター樹木管理除草業務委託 資源化センター樹木薬剤散布業務委託	公開			環境部環境施設課
2	R3.4.2	都市公園樹木害虫駆除等業務委託(単価契約) 金額入り設計書(内訳書、代価表(歩掛))	令和2年度 委託設計書 都市公園樹木害虫駆除等業務委託(単価契約)	公開			都市計画部公園整備課
3	R3.4.2	旧山崎家別邸樹木等管理業務委託 川越まつり会館、元町休憩所等植栽管理 金額入り設計書(内訳書、代価表(歩掛))	令和2年度 委託設計書 旧山崎家別邸樹木等管理業務委託 川越まつり会館、元町休憩所等植栽管理業務委託	公開			産業観光部観光課
4	R3.4.7	令和元年度斎場緑地管理業務委託 令和2年度斎場緑地管理業務委託 金額入り設計書(内訳書、代価表(歩掛))	平成31年度 委託設計書 川越市斎場緑地管理業務委託 令和2年度 委託設計書 川越市斎場緑地管理業務委託	公開			市民部斎場
5	R3.4.7	令和2年度新宿浄水場ほか9箇所除草その他業務委託 令和2年度中福受水場除草その他業務委託 金額入り設計書(内訳書、代価表(歩掛))	令和2年度 委託設計書 新宿浄水場ほか9箇所除草その他業務委託 中福受水場除草その他業務委託	公開			上下水道局上下水道管理センター
6	R3.4.9	令和2年度上水道事業用管財単価表	令和2年度上水道事業用管財単価表	公開			上下水道局水道課
7	R3.4.9	令和2年度上水道事業用管財単価表	令和2年度上水道事業用管財単価表	公開			上下水道局水道課
8	R3.4.21	女性の負担軽減のための支援について	女性の負担軽減のための支援について	公開			市民部男女共同参画課
9	R3.4.15	〇〇の川越市石田〇〇の開発行為のすべての文書	社会福祉法人〇〇の川越市石田〇〇の施設建設に係る書類	部分公開	第6条第1項第1号、第2号	個人の氏名、続柄、職名、印影等、法人の印影、借入金の額等	福祉部障害者福祉課
10	R3.4.22	「東清掃センター外壁その他改修工事」(開札日:R3.3.12)にかかる金入り設計書	令和2年度 工事設計書 東清掃センター外壁その他改修工事	公開			環境部環境施設課
11	R3.4.23	ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の最新版		取下げ			環境部産業廃棄物指導課
12	R3.4.26	中学校が生徒保護者に実施した全ての調査アンケート(令和1.4～令和3.4.26まで)		取下げ			学校教育部教育指導課
13	R3.5.6	令和2年度、令和3年度 上下水道事業用管財単価表	令和2年度上下水道事業用管財単価表	公開			上下水道局水道課
14	R3.5.6	令和2年度、令和3年度 上下水道事業用管財単価表	令和3年度上下水道事業用管財単価表	部分公開	第6条第1項第2号	単価金額	上下水道局水道課
15	R3.5.7	令和3年度 道路標示塗装・道路標識工事に係る採用設計単価	見積による道路標示類の設計単価等について(通知)	公開			市民部防犯・交通安全課
16	R3.5.7	令和3年4月1日～令和3年4月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、歯科技工所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
17	R3.5.11	令和3年度上下水道事業用管財単価表	令和3年度上下水道事業用管財単価表	部分公開	第6条第1項第2号	単価金額	上下水道局水道課
18	R3.5.14	市が所管する有料老人ホーム及び有料老人ホーム該当のサービス付き高齢者向け住宅について、2020年の定期報告で提出された重要事項説明書もしくは市が所有する最新の重要事項説明書		取下げ			福祉部高齢者いきがい課
19	R3.5.17	水質汚濁防止法に基づく特定施設、埼玉県生活環境保全条例に基づく指定排水施設、及び指定外工場等であって日平均排水量が10立方メートル以上の工場・事業場について、届出がされている市内全てのものが把握できる資料		取下げ			環境部環境対策課
20	R3.5.27	配水補助管改良その他工事(大字笠幡)上記工事の金入り設計書(最下層の単価表迄全て)	令和3年度 工事設計書 配水補助管改良その他工事(大字笠幡)	公開			上下水道局水道課
21	R3.5.25	川越市大字笠幡〇〇に積まれた土砂について川越市が対応した記録		非公開	第6条第4項	存否応答拒否	環境部産業廃棄物指導課

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	決定内容	非公開部分の根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
22	R3.5.31	コミュニティーバス・川越シャトルの使用車両(現有車、過去車)の全車両車両明細一覧表(登録番号、年式、型式、車台番号、車体メーカー、車体製番、用途区分、配置営、定員、長、巾、高他)、全車両車検証写し、新製時のボディメーカー発行製作仕様書写し(外観図、艤装図、三面図、四面図含む)うち現有車車検証	自動車検査証の写し(現有車)	公開			都市計画部交通政策課
23	R3.5.31	コミュニティーバス・川越シャトルの使用車両(現有車、過去車)の全車両車両明細一覧表(登録番号、年式、型式、車台番号、車体メーカー、車体製番、用途区分、配置営、定員、長、巾、高他)、全車両車検証写し、新製時のボディメーカー発行製作仕様書写し(外観図、艤装図、三面図、四面図含む)うち現有車車検証以外		非公開	文書不存在		都市計画部交通政策課
24	R3.5.31	令和2年4月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、対象住所一覧の住所を工事の場所とするもの		非公開	第6条第4項	存否応答拒否	都市計画部建築指導課
25	R3.6.1	令和3年5月1日～令和3年5月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、歯科技工所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
26	R3.6.3	川越市が実施する病児保育事業「みついキッズ」ケアについて 川越市から三井病院へ委託料が支払われるにあたり、三井病院から川越市に提出された運営報告書ならびに同報告書に基づき三井病院へ支払いされたことを証明するもの直近3か月分の写し	委託業務検査報告書、委託業務実施報告書、病児・病後児保育利用報告書、委託業務完了の検査結果について(通知)、支出命令書、請求書 各文書令和3年2月分、3月分、4月分	部分公開	第6条第1項第1号、第2号	法人の印影、振込先、氏名、病名番号	こども未来部こども育成課
27	R3.6.4	生産緑地地区(地番、地積、地区名、地区番号、指定年月日)	生産緑地地区一覧	公開			都市計画部都市計画課
28	R3.6.9	初雁公園整備に伴う駐車場入口改修工事(R3.5.20公告)の設計内訳金額、明細金額の全て	令和3年度工事設計書 初雁公園整備に伴う駐車場入口改修工事	公開			都市計画部公園整備課
29	R3.6.16	「川越市農業ふれあいセンター改修整備工事」(開札日 R3.5.14)にかかる金入り設計書	川越市農業ふれあいセンター改修整備工事設計書	公開			産業観光部農政課
30	R3.6.21	江川流域都市下水路内水対策工事(流入改善)(R3.6.3公告)(建設部河川課)の設計内訳金額、明細金額の全て		取下げ			建設部河川課
31	R3.6.23	旧川越織物市場東棟・西棟ほか整備工事の金入り設計書	旧川越織物市場東棟・西棟ほか整備工事	公開			都市計画部都市景観課
32	R3.6.25	坂戸都市計画道路及び川越都市計画道路の整備にかかる実施段階協議に対する意見照会及び回答	坂戸都市計画道路及び川越都市計画道路の整備における意見について 坂戸都市計画道路及び川越都市計画道路の整備における意見について(回答)	公開			建設部道路街路課
33	R3.6.29	令和3年3月18日公告の萱沼びん沼公園ほか4公園園地管理業務委託のP3～P4の金入り仕様書	令和3年度委託設計書 萱沼びん沼公園ほか4公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
34	R3.6.29	令和3年3月18日公告の安比奈親水公園その2園地管理業務委託のP3～P4の金入り仕様書	令和3年度委託設計書 安比奈親水公園その2園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
35	R3.6.29	令和3年3月18日公告の川越運動公園ほか1公園園地管理業務委託のP3～P4の金入り仕様書	令和3年度委託設計書 川越運動公園ほか1公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
36	R3.6.29	令和3年3月18日公告の菅間緑地ほか6公園園地管理業務委託のP3～P28の金入り仕様書	令和3年度委託設計書 菅間緑地ほか6公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
37	R3.6.29	令和3年3月18日公告の御伊勢塚公園ほか9公園園地管理業務委託のP4～P6の金入り設計書	令和3年度委託設計書 御伊勢塚公園ほか9公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
38	R3.6.29	令和3年3月18日公告の仙波河岸史跡公園ほか11公園園地管理業務委託のP5～P7の金入り設計書	令和3年度委託設計書 仙波河岸史跡公園ほか11公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	決定内容	非公開部分の根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
39	R3.7.1	令和3年6月1日～令和3年6月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、歯科技工所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
40	R3.7.1	生産緑地地区 以下内容 1.地番 2.地籍 3.地区名 4.地区番号 5.指定年月日	生産緑地地区一覧	公開			都市計画部都市計画課
41	R3.7.2	その他プラスチック製容器包装収集運搬業務委託9 その他プラスチック製容器包装収集運搬業務委託10 (令和3年6月11日開札)金入り設計書	令和3年度委託設計書 その他プラスチック容器包装収集運搬業務委託9 その他プラスチック容器包装収集運搬業務委託10	公開			環境部収集管理課
42	R3.7.2	後退用地の無償使用承諾書	後退用地の無償使用許諾書	部分公開	第6条第1項第2号、第6号	法人の印影	建設部道路環境整備課
43	R3.7.2	2021年6月30日時点の、川越市における食品営業許可済み・届出済みの全施設の一覧		取下げ			保健医療部食品・環境衛生課
44	R3.7.5	市教育委員会と警察が連携する根拠を示す資料通知、通達連絡文書全て	令和元年6月7日付け厚生労働省子ども家庭局長「児童虐待防止対策におけるルールの徹底について」 平成27年3月31日付け文部科学省初等中等教育局長「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取り組みについて」(通知) 平成30年7月20日付け厚生労働省子ども家庭局長家庭福祉課長・同母子保健課長通知(一部) 平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文科省関係局長、厚労省関係局長・部長通知(一部) 令和元年5月9日付け学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き 令和2年度第2回主幹教諭・教務主任研修会資料	公開			学校教育部教育指導課
45	R3.7.6	運動公園ほか1公園園地管理業務委託 御伊勢塚公園ほか9公園園地管理業務委託 萱沼びん沼公園ほか4公園園地管理業務委託 金額入りの設計書	令和3年度 委託設計書 川越運動公園ほか1公園園地管理業務委託 御伊勢塚公園ほか9公園園地管理業務委託 萱沼びん沼公園ほか4公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
46	R3.7.6	令和3年度新宿浄水場ほか11箇所除草その他業務委託 令和3年度中福受水場除草その他業務委託 金額入りの設計書	令和3年度設計書 新宿浄水場ほか11箇所除草その他業務委託 中福受水場除草その他業務委託	公開			上下水道局上下水道管理センター
47	R3.7.9	令和3年度に契約した道路賠償責任保険の証券・明細書の写し 令和2年度の事故件数・支払保険金額の実績のわかる文書の写し	賠償責任保険証券(令和3年度)	公開			建設部道路環境整備課
48	R3.7.9	固定資産税において、令和3年度の評価替えに関して土地評価事務(鑑定)を委託するに際し、委託料(鑑定料)の予定価格設定から委託先の選定を経て会計行為に至る全ての関連資料	①川越市業務委託設計書、令和3年度固定資産税(土地)評価替えに係る標準宅地の鑑定評価業務委託仕様書、令和3年度固定資産税(土地)評価替えに係る標準宅地の鑑定評価実施要領、令和3年度固定資産鑑定評価員選定基準、令和3年度固定資産鑑定評価員選定要領 ②設計書 ③業者選考書 ④委託随意契約理由書 ⑤見積書 ⑥執行何書、入札(見積)執行何決裁書、支出負担行為書、入札(見積)結果表、予定価格書、入札・見積委任状、契約決定通知書	部分公開	第6条第1項第2号、第5号	法人の印影、採点項目の配点	財政部資産税課
49	R3.7.12	水道事業積算時に用いる水道資材単価一覧表2021年度分	令和3年度 上水道事業用管材単価表	部分公開	第6条第1項第2号	金額	上下水道局水道課
50	R3.7.20	霞ヶ関北公民館移転整備基本構想(R2委託)	霞ヶ関北公民館移転基本構想	公開			教育総務部地域教育支援課
51	R3.7.20	①川越市三久保町倉庫解体工事2020.9.11金入り設計書 ②旧川越市大東公民館付属建物解体その他工事2020.10.9金入り設計書 うち①	令和2年度工事設計書 川越市三久保町倉庫解体工事	公開			財政部管財課

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	決定内容	非公開部分の根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
52	R3.7.20	①川越市三久保町倉庫解体工事2020.9.11金入り設計書 ②旧川越市大東公民館付属建物解体その他工事2020.10.9金入り設計書 うち②	令和2年度工事設計書 旧川越市大東公民館付属建物解体その他工事	公開			教育総務部地域教育支援課
53	R3.7.24	川越増形地区産業団地整備事業 ①公園→外周詳細、便所、駐車場、管理運営方法 ②緩衝緑地→面積、寸法、樹種、高さ、本数、管理運営方法	開発行為協議書の内、公園、緩衝緑地に関する資料	部分公開	第6条第1項第1号、第2号	特定の個人名	都市計画部開発指導課
54	R3.7.27	R3.5.28開札 川越市立新宿小学校トイレ改修工事 R3.6.11開札 川越市立中央小学校大規模改造(外部)工事 金入り設計書	令和3年度 工事設計書 川越市立新宿小学校トイレ改修工事 川越市立中央小学校大規模改造(外部)工事	公開			教育総務部教育財務課
55	R3.7.30	新型コロナワクチンを接種した川越市民のうち、副反応疑いがある者として本請求到達日までに貴庁が認知した事例に関する情報が記載された文書図画及び電磁的記録	予防接種後副反応疑い報告書	部分公開	第6条第1項第1号	氏名、住所、症状などの個人の生命、健康等に直接かかわる私的な情報	保健医療部新型コロナウイルスワクチン接種対策室
56	R3.8.2	令和3年7月1日～令和3年7月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、歯科技工所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
57	R3.8.4	市道3538号線舗装整備工事 金入り設計書、交通誘導員の人数算出根拠		取下げ			建設部道路環境整備課
58	R3.8.5	<開札日>2021年7月15日 <件名>橋りょう定期点検業務委託 金入り設計書、特記仕様書、図面		取下げ			建設部道路街路課
59	R3.8.16	株式会社〇〇 下水道法に基づく特定施設設置使用届及び廃止届 一式		取下げ			上下水道局上下水道管理センター
60	R3.8.16	株式会社〇〇 水質汚濁防止法に基づく特定施設設置使用届及び廃止届 一式		取下げ			環境部環境対策課
61	R3.8.30	「江川第1排水区雨水貯留施設実施設計業務委託」の金入り設計書および最低制限価格が分かる資料一式のうち、金入り設計書	令和3年度 委託設計書 江川第1号排水区雨水貯留施設実施設計業務委託	公開			上下水道局下水道課
62	R3.8.30	「江川第1排水区雨水貯留施設実施設計業務委託」の金入り設計書および最低制限価格が分かる資料一式		取下げ			上下水道局財務課
63	R3.9.1	令和3年8月1日～令和3年8月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
64	R3.9.2	令和2年4月1日以降、本書受理日までに提出された、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項(建設リサイクル法)の規定による解体等の届出書(様式第一号)のうち、別紙「対象住所一覧」の住所を工事の場所とするもので、届出のあるもの		非公開	第6条第4項	存否応答拒否	都市計画部建築指導課
65	R3.9.6	2021年7月1日～2021年8月31日に、医療業(病院・一般診療所・歯科診療所・施術所(あはき・柔整))届出が出されている(許可と廃止と変更を含む)全施設の、保健所管轄内全域の、「施設名」「施設の住所(所在地)」「施設の電話番号」「開設者情報(個人名と連絡先、法人であれば法人名と連絡先)」	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
66	R3.9.10	メール配信(保護者あて)の文言が記載されているもの全て令1、令2、令3	令和2、3年度分の学校から保護者あてにメール配信をしたメール文 全27件	公開			学校教育部教育指導課
67	R3.9.15	新型コロナワクチンを接種した川越市民のうち、副反応疑いがある者として本請求到達日までに川越市が認知した事例に関する情報が記載された文書図画及び電磁的記録	予防接種後副反応疑い報告書	部分公開	第6条第1項第1号	氏名、住所、症状などの個人の生命、健康等に直接かかわる私的な情報	保健医療部新型コロナウイルスワクチン接種対策室

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	決定内容	非公開部分の根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
68	R3.9.29	①2020年1月～21年8月の各月について、常勤職員全体の時間外労働時間の分布と人数がわかる文書 ②2020年1月～21年8月の各月について、保健師の各日の勤務状況がわかる文書 ③36協定の締結状況がわかる文書 ④労基署から市への是正勧告や改善状況がわかる文書 のうち①		取下げ			総務部職員課
69	R3.9.29	①2020年1月～21年8月の各月について、常勤職員全体の時間外労働時間の分布と人数がわかる文書 ②2020年1月～21年8月の各月について、保健師の各日の勤務状況がわかる文書 ③36協定の締結状況がわかる文書 ④労基署から市への是正勧告や改善状況がわかる文書 のうち②③	出勤簿(当該期間分) 時間外労働・休日労働に関する協定届(令和元年度、令和2年度及び令和3年度)	部分公開	第6条第1項第1号	(出勤簿)休暇の種類、職員番号(協定書)職員の氏名、印影	総務部職員課
70	R3.9.29	①2020年1月～21年8月の各月について、常勤職員全体の時間外労働時間の分布と人数がわかる文書 ②2020年1月～21年8月の各月について、保健師の各日の勤務状況がわかる文書 ③36協定の締結状況がわかる文書 ④労基署から市への是正勧告や改善状況がわかる文書 のうち④		非公開	文書不存在		総務部職員課
71	R3.10.1	令和3年9月1日～令和3年9月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、歯科技工所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
72	R3.10.1	・受付日 令和3年9月1日から令和3年9月30日 ・内容 建築リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に関わるもの ・書類 受付簿 ・項目 受付日、住所、解体予定日	建設工事に係る資材の再資源化等に関する届出書 様式第一号 解体工事 令和3年9月1日～令和3年9月30日分	部分公開	第6条第1項第1号	個人の住所、氏名	都市計画部建築指導課
73	R3.10.4	2021年9月30日時点の、川越市における食品営業許可済み・届出済みの全施設の一覧		取下げ			保健医療部食品・環境衛生課
74	R3.10.6	2021年9月1日～2021年9月30日に、医療業(病院・一般診療所・歯科診療所・施術所(あはき・柔整))届出が出されている全施設の、保健所管轄内全域の、「施設名」「施設の住所(所在地)」「施設の電話番号」「開設者情報(個人名と連絡先、法人であれば法人名と連絡先)」「保健所の確認年月日(許可年月日)」「開業年月日」	施設台帳	部分公開	第6条第1項第1号	個人の住所、電話番号	保健医療部保健総務課
75	R3.10.6	「川越市農業ふれあいセンター改修整備工事」(開札日 R3.5.14)にかかる金入り設計書	川越市農業ふれあいセンター改修整備工事設計書	公開			産業観光部農政課
76	R3.10.15	特定施設入居者生活介護 令和4年度整備の選定結果について選定基準に基づく各項目の評価点数(応募会社全て)	川越市介護サービス整備事業審査会の審査結果について(伺い)中、特定施設入居者生活介護採点表部分	部分公開	第6条第1項第2号、第3号、第5号	採点表のうち、中分類、小分類(着眼点)、配点、配点基準、配点合計、応募者名、施設名、得点、採点理由	福祉部介護保険課
77	R3.10.15	認定こども園〇〇の認可申請書等の関係書類中、園長の資格に係る部分	学校法人〇〇から提出された特定教育・保育施設確認申請書別紙様式3号「園長及び副園長又は教頭の状況」	部分公開	第6条第1項第1号	保育士資格の登録番号、園長資格要件の内容(経歴に係る部分)	こども未来部こども政策課
78	R3.10.22	令和3年度10月22日時点で営業している飲食店の営業許可一覧情報(主に、社員食堂、幼稚園、保育園、こども園、福祉施設、学校給食)		取下げ			保健医療部食品・環境衛生課

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	決定内容	非公開部分の根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
79	R3.10.25	請求日時点での旅館業許可取得施設の一覧 ①旅館業法上の種別、②施設住所、③施設名、④施設電話番号、⑤総部屋数、⑥総定員数、⑦申請者名(法人であれば法人名)、⑧代表者名、⑨役職、⑩法人住所、⑪郵便番号、⑫法人電話番号、⑬許可年月日		取下げ			保健医療部食品・環境衛生課
80	R3.10.26	地籍調査(国土調査)に関連するシステム導入についての情報公開(担当部局名:建設管理課) 導入メーカー、導入ソフト名、落札年月(導入年月)、落札業者、契約形態(①リース契約又は②買取)、料金(①リース:賃貸借使用量、②買取:年間保守料金[令和3年度])		取下げ			建設部建設管理課
81	R3.10.27	令和3年度令和2年度 通信環境の調査等の資料全て(市、県、国、学校、保護者生徒)	川越市新型コロナウイルス感染拡大防止に係るオンライン学習等の実施について 川越市学習者用コンピュータ持ち帰りテストの実施について 「校内通信ネットワーク環境整備等に関する調査」等の実施について 「校内通信ネットワーク環境整備等に関する調査」等の実施について 学習者用コンピュータの安全な活用の徹底について 川越市版GIGAスクール構想について	公開			学校教育部教育指導課
82	R3.10.27	中学校が生徒保護者に出した卒業アルバムの通知全部	卒業アルバムの購入について	公開			学校教育部教育指導課
83	R3.11.1	・内容 建築リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に関わるもの ・書類 受付簿 ・受付日 令和3年10月1日から令和3年10月31日 ・項目 受付日、住所、解体予定日	建設リサイクル法受付簿	部分公開	第6条第1項第1号	氏名、住所	都市計画部建築指導課
84	R3.11.1	令和3年10月1日～令和3年10月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、歯科技工所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
85	R3.11.2	2021年10月1日～2021年10月31日の間に、新たに医療業(病院・一般診療所・歯科診療所・施術所(あはき・柔整))届出を出した施設の、保健所管轄内全域の、「施設名」「施設の住所(所在地)」「施設の電話番号」「開設者情報(個人名、法人であれば法人名と連絡先)」「開業年月日」	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
86	R3.11.17	Shingashiめぐりわくわくフェスティバル2021「11月14日催し」地域イベント助成事業のわかる文書	令和3年度長寿社会づくりソフト事業費交付金(特定事業)交付申請書 令和3年度長寿社会づくりソフト事業費交付金(特定事業)に係わる事業計画の一部変更承認申請について	部分公開	第6条第1項第1号	氏名	総合政策部政策企画課
87	R3.11.19	10月23日「古谷湿地さかな鑑賞会」のわかる文書		取下げ			環境部環境政策課
88	R3.11.19	令和2年11月1日から令和3年10月31日までに新規で開設した診療所の一覧	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
89	R3.11.22	1.観光課提案事業「新河岸川活用推進懇談会」 2.河川課提案事業「古川排水路推進協議会」事業状況のわかる文書<2020年度、2021年度>のうち1		取下げ			産業観光部観光課
90	R3.11.22	1.観光課提案事業「新河岸川活用推進懇談会」 2.河川課提案事業「古川排水路推進協議会」事業状況のわかる文書<2020年度、2021年度>のうち2		取下げ			建設部河川課
91	R3.11.22	2020年2月21日議会運営委員会議事録	川越市議会運営委員会会議結果報告書	公開			議会事務局庶務課
92	R3.11.25	令和2年2月28日付の文書「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について」で、「本市においても臨時休業とする」ことを確定したことがわかる文書、及び、そこに至る経緯がわかる文書、及び、その結論を各市立学校長に告知した文書	「新型コロナウイルス感染症対策に係る市立学校の臨時休業の実施について(伺い)」令和2年3月2日付原議 「令和2年2月28日付川教管発第677号新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業について(通知)」	公開			学校教育部学校管理課
93	R3.11.30	「川の国応援団」団体登録を解消したことがわかる文書		非公開	文書不存在		環境部資源循環推進課

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	決定内容	非公開部分の根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
94	R3.12.1	・受付日 令和3年11月1日から令和3年11月30日 ・内容 建築リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に関わるもの ・書類 受付簿 ・項目 受付日、住所、解体予定日	建設リサイクル法受付簿	部分公開	第6条第1項第1号	住所、氏名	都市計画部建築指導課
95	R3.12.1	令和3年11月1日～令和3年11月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
96	R3.12.2	2021年11月1日～2021年11月30日の間に、新たに医療業(病院・一般診療所・歯科診療所・施術所(あはき・柔整))届出を出した施設の、保健所管轄内全域の、「施設名」「施設の住所(所在地)」「施設の電話番号」「開設者情報(個人名、法人であれば法人名と連絡先)」「開業年月日」	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
97	R3.12.2	令和3年度コピー用紙の購入、入札仕様書、入札結果(上・下半期)	仕様書、入札結果表	公開			総務部総務課
98	R3.12.6	環境政策課事務局(庶務&会計)であるかわごえ環境ネット団体会員〇〇のわかる文書	退会届	部分公開	第6条第1項第1号、第2号	個人の氏名、退会理由	環境部環境政策課
99	R3.12.6	川合市長が、〇〇を懲戒免職処分した経緯についてわかる文書		非公開	第6条第4項	存否応答拒否	総務部職員課
100	R3.12.7	「元文科発第1585号」に、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で学校の臨時休校等の方針を示したという記載があり、同方針を市立学校に周知した文書	令和2年2月26日付け川教指発第1312号 児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)及び学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について(令和2年2月15日時点)(通知) 令和2年2月25日付け事務連絡 児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)及び学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について(令和2年2月15日時点) 令和2年2月25日付け事務連絡 児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報) 令和2年2月25日付け事務連絡 学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について(令和2年2月25日時点)	公開			学校教育部教育指導課
101	R3.12.8	・期間と対象:令和3年8月1日～令和3年11月30日、新規開業店(廃業は除く) ・業種:施術所(あんま、はり、きゅう、柔整) ・希望項目:店舗名、店舗住所、店舗電話番号、代表者名(開設者名) 法人運営の場合は、法人社名と法人代表者名	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
102	R3.12.10	川越市が〇〇の件で記者会見した件でわかる文書		非公開	第6条第4項	存否応答拒否	総務部職員課
103	R3.12.10	通信環境にかかる全ての調査資料一切合切。県・文科に提出しているもの含む(令3年度現在まで)	川越市新型コロナウイルス感染拡大防止に係るオンライン学習等の実施について(令和3年5月6日付け 各市立小・中学校長宛て) [校内通信ネットワーク環境整備等に関する調査]等の実施について(令和3年5月12日付け 各市町村教育委員会教育長・各教育事務所長宛て) [校内通信ネットワーク環境整備等に関する調査]等の実施について(令和3年5月19日付け 市立学校長宛て) 学習者用コンピュータの安全な活用の徹底(令和3年9月17日付け 各市立学校長宛て)	公開			学校教育部教育指導課
104	R3.12.15	「富士見市の湧き水探訪ウォーク」の当日状況についてわかる文書		非公開	文書不存在		環境部環境政策課
105	R3.12.15	「市道2363号線改良工事」(R3.11.11公告)の設計内訳金額、明細金額の全て		取下げ			建設部道路街路課
106	R3.12.15	川越市上下水道局公告財務第163号(R3.11.18公告)「舗装復旧工事(大字安比奈新田)」の設計金額、明細金額の全て	令和3年度 舗装復旧工事(大字安比奈新田) 工事設計書	公開			上下水道局水道課

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	決定内容	非公開部分の根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
107	R3.12.15	川越市上下水道局公告財務第173号(R3.11.25公告)「下水道工事に伴う試験堀工事(その2)」の設計金額、明細金額の全て	令和3年度 下水道工事に伴う試験堀工事(その2) 工事設計書	公開			上下水道局下水道課
108	R3.12.17	環境政策課事務局(庶務会計)であるかわごえ環境ネット団体会員〇〇の2021年度総会資料①役員&会員②収支計画③事業計画がわかる文書		非公開	文書不存在		環境部環境政策課
109	R3.12.20	川越市主催「古谷湿地さかな観察会」の①事業計画②事業実績③事業収支報告のわかる文書のうち①事業計画及び②事業実績に係る文書		取下げ			環境部環境政策課
110	R3.12.20	川越市主催「古谷湿地さかな観察会」の①事業計画②事業実績③事業収支報告のわかる文書のうち③事業収支報告に係る文書		取下げ			環境部環境政策課
111	R3.12.24	令和3年 白山西原公園ほか12公園園地管理業務委託 金入り仕様書 P1~33	令和3年度 委託設計書 白山西原公園ほか12公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
112	R4.1.4	[受付日]令和3年12月1日から令和3年12月31日 [内容]建設リサイクル法の届出に関する書類、解体工事に関わるもの [書類]受付簿 [項目]受付日、住所、解体予定日	建設リサイクル法受付簿	部分公開	第6条第1項第1号	氏名、住所	都市計画部建築指導課
113	R4.1.4	代価表を含む金入り設計書 ・水道資材等価格調査業務委託(R1.12.13開札) ・水道資材等価格調査業務委託(R2.12.18開札) ・水道資材等価格調査業務委託(R3.12.17開札)	令和元年度 水道資材等価格調査業務委託 令和2年度 水道資材等価格調査業務委託 令和3年度 水道資材等価格調査業務委託	公開			上下水道局水道課
114	R4.1.4	代価表を含む金入り設計書 ・新河岸第5処理分区汚水枝線実施設計業務委託 ・新河岸第3処理分区汚水枝線実施設計業務委託 ・新河岸第8-1処理分区汚水枝線実施設計業務委託 ・新河岸北第6処理分区汚水枝線実施設計業務委託 ・下水道工事に伴う地質調査業務委託(その1) ・江川第1排水区雨水貯留施設実施設計業務委託 ・川越江川第5-1-1処理分区汚水幹線布設替実施設計業務委託 ・芳野台汚水中継ポンプ場耐震補強実施設計業務委託	令和3年度 金入り設計書 新河岸第5処理分区汚水枝線実施設計業務委託 新河岸第3処理分区汚水枝線実施設計業務委託 新河岸第8-1処理分区汚水枝線実施設計業務委託 新河岸北第6処理分区汚水枝線実施設計業務委託 下水道工事に伴う地質調査業務委託(その1) 江川第1排水区雨水貯留施設実施設計業務委託 川越江川第5-1-1処理分区汚水幹線布設替実施設計業務委託 芳野台汚水中継ポンプ場耐震補強実施設計業務委託	公開			上下水道局下水道課
115	R4.1.4	代価表を含む金入り設計書 ・川越市雨天時浸入水対策計画策定業務委託 ・下水道施設耐水化計画策定業務委託 ・公共下水道全体計画及び都市計画決定図面作成業務委託	令和3年度 委託設計書 川越市雨天時浸入水対策計画策定業務委託 下水道施設耐水化計画策定業務委託 公共下水道全体計画及び都市計画決定図面作成業務委託	公開			上下水道局事業計画課
116	R4.1.4	代価表を含む金入り設計書 ・水道施設資材等価格特別調査業務委託(R1.11.22開札) ・下水道施設電気設備資材価格調査業務委託(R2.6.5開札) ・水道施設資材等価格特別調査業務委託(R3.8.27開札)	令和元年度 水道施設資材等価格特別調査業務委託 令和2年度 下水道施設電気設備資材価格調査業務 令和3年度 水道施設資材等価格特別調査業務委託	公開			上下水道局上下水道管理センター
117	R4.1.4	代価表を含む金入り設計書 ・南古谷駅北口駅前広場地質調査業務委託	令和3年度 委託設計書 南古谷駅北口駅前広場地質調査業務委託	公開			都市計画部都市整備課
118	R4.1.4	代価表を含む金入り設計書 ・川越市霞ヶ関北公民館建設予定地地質調査業務委託	令和3年度委託設計書 川越市霞ヶ関北公民館建設予定地地質調査業務委託	公開			教育総務部地域教育支援課
119	R4.1.4	代価表を含む金入り設計書 ・市道3571・3027号線土質調査業務委託	令和3年度委託設計書 市道3571・3027号線土質調査業務委託	公開			建設部道路街路課
120	R4.1.4	代価表を含む金入り設計書 ・環境衛生センター地質調査業務委託	令和3年度委託設計書 環境衛生センター地質調査業務委託	公開			環境部環境施設課

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	決定内容	非公開部分の根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
121	R4.1.5	2021年12月1日～2021年12月31日の間に、新たに医療業(病院・一般診療所・歯科診療所・施術所(あはき・柔整))届出を出した施設の、保健所管轄内全域の、「施設名」「施設の住所(所在地)」「施設の電話番号」「開設者情報(個人名、法人であれば法人名と連絡先)」「開業年月日」	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
122	R4.1.5	令和3年12月1日～令和3年12月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
123	R4.1.4	・業種: 施術所(あんま、はり、きゅう、柔整) ・期間と対象: 令和3年12月1日～令和3年12月31日、この期間の新規開業店 ・希望項目: 店舗名、店舗住所、店舗電話番号、代表者名		取下げ			保健医療部保健総務課
124	R4.1.6	「古谷湿地に親水空間」 ①<河川環境の保全にも配慮した管理を維持しながら>のわかる文書 ②<水辺空間として、地域や関係機関および関係部署との連携を図り>のわかる文書		非公開	文書不存在		建設部河川課
125	R4.1.11	川越市議会会派「政晴会」が、川合市長に面談・要望書について ①農福連携事業の推進②古谷湿地の保全および新たな水辺拠点計画の策定③伊佐沼公園整備 対応又は回答がわかる文書		非公開	文書不存在		総合政策部政策企画課
126	R4.1.14	南田島北田公園の公園台帳丈量図	南田島北田公園の公園台帳丈量図	公開			都市計画部公園整備課
127	R4.1.14	令和2年度中(令和2年4月1日から令和3年3月31日)に契約をした保険契約で、保険料が50万円以上の契約の補償内容と保険料のわかる保険証券等の写しの交付	賠償責任保険(令和2年度)	部分公開	第6条第1項第2号、第6号	法人の印影	建設部道路環境整備課
128	R4.1.14	令和2年度中(令和2年4月1日から令和3年3月31日)に契約をした保険契約で、保険料が50万円以上の契約の補償内容と保険料のわかる保険証券等の写しの交付	傷害保険証券	部分公開	第6条第1項第2号、第6号	法人の印影	市民部防犯・交通安全課
129	R4.1.14	令和2年度中(令和2年4月1日から令和3年3月31日)に契約をした保険契約で、保険料が50万円以上の契約の補償内容と保険料のわかる保険証券等の写しの交付	賠償責任保険(市民活動保険)	部分公開	第6条第1項第2号、第6号	法人の印影	市民部地域づくり推進課
130	R4.1.14	令和2年度中(令和2年4月1日から令和3年3月31日)に契約をした保険契約で、保険料が50万円以上の契約の補償内容と保険料のわかる保険証券等の写しの交付	団体総合生活補償保険証券	公開			こども未来部療育支援課
131	R4.1.14	令和2年度中(令和2年4月1日から令和3年3月31日)に契約をした保険契約で、保険料が50万円以上の契約の補償内容と保険料のわかる保険証券等の写しの交付	賠償責任保険証券 賠償責任保険証券(兼明細書)	部分公開	第6条第1項第1号、第2号、第6号	個人の氏名、法人の印影	産業観光部観光課
132	R4.1.14	令和2年度中(令和2年4月1日から令和3年3月31日)に契約をした保険契約で、保険料が50万円以上の契約の補償内容と保険料のわかる保険証券等の写しの交付	保険証券	部分公開	第6条第1項第2号、第6号	法人の印影	学校教育部教育指導課
133	R4.1.21	高齢者リスト及び避難行動要支援者名簿を民生委員児童委員に提供することについて決定がなされたことがわかる文書	民生委員児童委員への個人情報の提供について(決裁文書)	公開			福祉部福祉推進課
134	R4.1.21	高齢者リスト及び避難行動要支援者名簿を民生委員児童委員に提供することについて決定がなされたことがわかる文書	川越市避難行動要支援者避難支援全体計画の実施について(伺い)	公開			防災危機管理室
135	R4.1.21	開札日 2020年5月8日 旧川越織物市場東棟・西棟ほか整備工事の積算内訳書(金入)	令和2年度 工事設計書(旧川越織物市場東棟・西棟ほか整備工事)	公開			都市計画部都市景観課
136	R4.1.31	川越市寿町〇〇の旧公園	旧公園	公開			建設部建設管理課
137	R4.2.1	令和4年1月1日～令和4年1月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
138	R4.2.1	[受付日]令和4年1月1日から令和4年1月31日 [内容]建設リサイクル法の届出に関する書類、解体工事に関わるもの [書類]受付簿 [項目]受付日、住所、解体予定日	建設リサイクル法受付簿	部分公開	第6条第1項第1号	個人の住所、氏名	都市計画部建築指導課
139	R4.2.1	食品営業許可施設一覧 1/31時点の全部		取下げ			保健医療部食品・環境衛生課

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	決定内容	非公開部分の根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
140	R4.2.3	2022年1月1日～2022年1月31日の間に、新たに医療業(病院・一般診療所・歯科診療所・施術所(あはき・柔整))届出を出した施設の、保健所管内全域の、「施設名」「施設の住所(所在地)」「施設の電話番号」「開設者情報(個人名、法人であれば法人名と連絡先)」「開業年月日」	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
141	R4.2.7	令和3年11月1日から令和4年1月31日までに新規で開設した医科診療所の一覧 ・施設名称・施設所在地・施設電話番号・開設者氏名・開設年月日・診療科目	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
142	R4.2.8	川越市被保護者就労準備支援事業、川越市生活困窮者就労準備支援事業及び川越市生活保護求人開拓事業業務委託に係る公募型プロポーザルの、 ①参加事業者、各社の企画提案書 ②参加事業者各社の評価者ごと配点ごとの点数開示	川越市就労支援準備支援等業務委託公募型プロポーザル 企画提案書 川越市就労支援準備支援等業務委託公募型プロポーザル 配点・評価表	部分公開	第6条第1項第1号、第2号、第6号	個人の氏名、職務上の資格、写真、事業についての計画・方針、研修計画、法人独自の技術上の専門知識、給与、賃金、手当、有償費、法人の印影	福祉部生活福祉課
143	R4.2.10	民間ゴミ収集業者と委託契約に交わした、作業指示書	再生資源(紙類)収集運搬業務委託 仕様書	公開			環境部収集管理課
144	R4.2.15	市内26ヶ所湧水モニタリング実施結果(現在春と秋年2回)気温・水温・pH及び湧水の水量がわかる文書(令和3年度)	5月湧水調査の結果について(報告) 11月湧水調査の結果について(報告)	部分公開	第6条第1項第1号、第2号	調査地点の場所名、所有者、所在地の一部	環境部環境対策課
145	R4.2.15	R3.12月公募、「川越市就労準備支援事業等業務委託」企画提案書のうちA社及びB社が提出した様式1-3、様式2、様式3、様式4、様式5、様式6、様式7	川越市就労準備支援事業等業務委託公募型プロポーザル 企画提案書	部分公開	第6条第1項第1号、第2号、第6号	氏名、職務上の資格、写真、事業についての計画・方針、研修計画、法人独自の技術上の専門知識、給与、賃金、手当、有償費、法人の印影	福祉部生活福祉課
146	R4.2.18	(仮称)小仙波町2丁目公園用地購入から現在まで費用がわかる文書	管財課所管分 土地売買契約書の写し	部分公開	第6条第1項第1号、第6号	個人の氏名、印影	財政部管財課
147	R4.2.18	(仮称)小仙波町2丁目公園用地購入から現在まで費用がわかる文書	公園整備課所管分 課別事業別決算額明細説明書の一部の写し ①(仮称)小仙波町第二公園測量業務委託 ②(仮称)小仙波町2丁目公園地盤調査業務委託 ③(仮称)小仙波町2丁目公園実施設計業務委託	公開			都市計画部公園整備課
148	R4.2.21	管路施設耐震化工事(その1) 管路施設耐震化工事(その2) 新河岸第8-2処理分区下水道管路施設更生工事(その2) 新河岸第8-2処理分区下水道管路施設更生工事(その3) 金入り設計書	管路施設耐震化工事(その1) 管路施設耐震化工事(その2) 新河岸第8-2処理分区下水道管路施設更生工事(その2) 新河岸第8-2処理分区下水道管路施設更生工事(その3) 金入り設計書	公開			上下水道局下水道課
149	R4.2.28	令和3年12月23日公告の 竹野緑地ほか1公園高木剪定等樹木管理業務委託の仕様書のP2～P10の金入り仕様書 御伊勢塚公園ほか2公園高木剪定等樹木管理業務委託の仕様書のP2～P7の金入り仕様書 伊佐沼公園ほか2公園高木剪定等樹木管理業務委託の仕様書のP2～P7の金入り仕様書 藤原町第二公園ほか1公園高木剪定等樹木管理業務委託の仕様書のP2～P6の金入り仕様書	令和3年度 委託設計書 ・竹野緑地ほか1公園高木剪定等樹木管理業務委託 ・御伊勢塚公園ほか2公園高木剪定等樹木管理業務委託 ・伊佐沼公園ほか2公園高木剪定等樹木管理業務委託 ・藤原町第二公園ほか1公園高木剪定等樹木管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	決定内容	非公開部分の根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
150	R4.3.1	[内容]建設リサイクル法の届出に関する書類 解体工事に関わるもの [書類]受付台帳 [受付日]令和4年2月1日から令和4年2月28日 [項目]受付日、住所、解体予定日	建設リサイクル法受付簿	部分公開	第6条第1項第1号	個人の住所、氏名	都市計画部建築指導課
151	R4.3.1	令和4年2月1日～令和4年2月末日までに新規で開設届を提出した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)の一覧表	施設台帳	公開			保健医療部保健総務課
152	R4.3.1	令和3年12月23日公告の委託名 旧山崎家別邸樹木等管理業務委託の仕様書のP2～P5の金入り仕様書	令和3年度 委託設計書 旧山崎家別邸樹木等管理業務委託	公開			産業観光部観光課
153	R4.3.8	令和3年度仙波河岸史跡公園ほか11公園園地管理業務委託 金入り設計書	令和3年度 委託設計書 仙波河岸史跡公園ほか11公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
154	R4.3.8	令和3年度伊佐沼東岸花畑植栽管理業務委託 金入り設計書	令和3年度 委託設計書 伊佐沼東岸花畑植栽管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
155	R4.3.9	令和3年度 御伊勢塚公園ほか9公園園地管理業務委託 金入り設計書	令和3年度 委託設計書 御伊勢塚公園ほか9公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
156	R4.3.9	令和3年度 萱沼びん沼公園ほか4公園園地管理業務委託 金入り設計書	令和3年度 委託設計書 萱沼びん沼公園ほか4公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
157	R4.3.9	令和3年度 桜づつみ植栽管理業務委託 金入り設計書	令和3年度 委託設計書 桜づつみ植栽管理業務委託	公開			建設部河川課
158	R4.3.9	令和3年度 街路樹剪定管理業務委託6 金入り設計書	令和3年度 委託設計書 街路樹剪定管理業務委託6	公開			建設部道路環境整備課
159	R4.3.9	令和3年度 中福受水場除草その他業務委託 金入り設計書	令和3年度 委託設計書 中福受水場除草その他業務委託	公開			上下水道局上下水道管理センター
160	R4.3.9	令和3年度 安比奈親水公園その1園地管理業務委託 金入り設計書	令和3年度 委託設計書 安比奈親水公園その1園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
161	R4.3.9	令和3年度 資源化センター調整池除草業務委託 金入り設計書	令和3年度 委託設計書 資源化センター調整池除草業務委託	公開			環境部環境施設課
162	R4.3.9	令和3年度 市道2359号線改良工事 金入り設計書 見積一覧表		取下げ			建設部道路街路課
163	R4.3.15	金入り設計書 菅間緑地ほか6公園園地管理業務委託令和3年4/6入札 御伊勢塚公園ほか9公園園地管理業務委託令和3年4/6入札 御伊勢塚公園ほか2公園高木剪定等樹木管理業務委託令和4年1/14入札	令和3年度 委託設計書 菅間緑地ほか6公園園地管理業務委託 御伊勢塚公園ほか9公園園地管理業務委託 御伊勢塚公園ほか2公園高木剪定等樹木管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
164	R4.3.17	2022年2月28日時点の食品営業施設一覧データ(自動販売機、臨時・露店・車を除く)の営業許可・届出及び廃業情報	食品衛生オンラインシステム 施設台帳データ 食品衛生オンラインシステム(新法) 施設台帳データ	部分公開	第6条第1項第1号	個人の氏名、電話番号	保健医療部食品・環境衛生課
165	R4.3.17	R2.4.24 新河岸川除草業務委託 R3.4.23 新河岸川除草業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和3年度、令和2年度委託設計書(新河岸川除草業務委託)	公開			環境部環境対策課
166	R4.3.17	R2.6.19庁舎前庭等管理業務委託 上記案件の金額入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 庁舎前庭等管理業務委託	公開			財政部管財課
167	R4.3.17	R2.5.21桜づつみ植栽管理業務委託 R2.5.21御成都市下水路草刈業務委託 R2.5.21河川占用(桜)管理業務委託 R2.5.21江川流域都市下水路草刈業務委託 R2.5.21寺尾調節池木道管理業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 桜づつみ植栽管理業務委託 御成都市下水路草刈業務委託 河川占用(桜)管理業務委託 江川流域都市下水路草刈業務委託 寺尾調節池木道管理業務委託	公開			建設部河川課
168	R4.3.17	R3.5.21草刈業務委託その9 R3.5.21草刈業務委託その11 R3.5.21草刈業務委託その4 R3.5.21草刈業務委託その2 R3.5.21草刈業務委託その3 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和3年度 委託設計書 草刈業務委託その9 草刈業務委託その11 草刈業務委託その4 草刈業務委託その2 草刈業務委託その3	公開			建設部河川課
169	R4.3.17	R2.5.29草刈業務委託その6 R2.5.29草刈業務委託その8 R2.5.29草刈業務委託その1 R2.5.29草刈業務委託その5 R2.5.29草刈業務委託その10 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 草刈業務委託その6 草刈業務委託その8 草刈業務委託その1 草刈業務委託その5 草刈業務委託その10	公開			建設部河川課
170	R4.3.17	R3.5.21草刈業務委託その7 R3.7.16御成都市下水路草刈業務委託 R3.8.27御成都市下水路草刈業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和3年度 委託設計書 草刈業務委託その7 御成都市下水路草刈業務委託	公開			建設部河川課

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	決定内容	非公開部分の根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
171	R4.3.17	R2.6.19県地方庁舎跡地除草業務委託 R3.7.10県地方庁舎跡地除草業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 県地方庁舎跡地除草業務委託 令和3年度 委託設計書 県地方庁舎跡地除草業務委託	公開			都市計画部川越駅西口まろづくり推進室
172	R4.3.17	R2.5.29環境衛生センター植栽管理業務委託 R2.5.29小畔の里クリーンセンター植栽管理業務委託 R2.5.29西清掃センター跡地植栽管理業務委託 R2.6.26東清掃センター植栽管理業務委託 R3.6.11資源化センター調整池除草業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 環境衛生センター植栽管理業務委託 小畔の里クリーンセンター植栽管理業務委託 西清掃センター跡地植栽管理業務委託 東清掃センター植栽管理業務委託 令和3年度 委託設計書 資源化センター調整池除草業務委託	公開			環境部環境施設課
173	R4.3.17	R2.5.1川越橋ほか除草業務委託 R2.5.1街路樹剪定管理業務委託1 R2.5.1街路樹剪定管理業務委託3 R2.5.1街路樹剪定管理業務委託2 R2.5.1街路樹剪定管理業務委託4 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 川越橋ほか除草業務委託 街路樹剪定管理業務委託1 街路樹剪定管理業務委託3 街路樹剪定管理業務委託2 街路樹剪定管理業務委託4	公開			建設部道路環境整備課
174	R4.3.17	R2.5.1街路樹剪定管理業務委託6 R2.5.1街路樹剪定管理業務委託5 R3.4.30川越橋ほか除草業務委託 R3.4.30街路樹剪定管理業務委託3 R3.4.30街路樹剪定管理業務委託1 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 街路樹剪定管理業務委託6 街路樹剪定管理業務委託5 令和3年度 委託設計書 川越橋ほか除草業務委託 街路樹剪定管理業務委託3 街路樹剪定管理業務委託1	公開			建設部道路環境整備課
175	R4.3.17	R2.8.22川越市産業観光館樹木剪定業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 川越市産業観光館樹木剪定業務委託	公開			産業観光部産業振興課
176	R4.3.17	R2.4.3市民の森除草等業務委託 R2.5.29新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託 R3.1.22(仮称)川越市森林公園計画地樹木管理業務委託 R3.4.30市民の森除草等業務委託 R3.4.30新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 市民の森除草等業務委託 新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託 (仮称)川越市森林公園計画地樹木管理業務委託 令和3年度 委託設計書 市民の森除草等業務委託 新河岸川堤樹木害虫駆除業務委託	公開			環境部環境政策課
177	R4.3.17	R2.5.29市道2305号線ほか12路線草刈業務委託 R3.5.28市道0058号線ほか12路線草刈業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 市道2305号線ほか12路線草刈業務委託 令和3年度 委託設計書 市道0058号線ほか13路線草刈業務委託	公開			建設部道路街路課
178	R4.3.17	R2.4.高階市民センター植栽管理業務委託 R2.4.3大東市民センター植栽管理業務委託 R2.4.3名細市民センター植栽管理業務委託 R2.4.3霞ヶ関北市民センター植栽管理業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 高階市民センター植栽管理業務委託 大東市民センター植栽管理業務委託 名細市民センター植栽管理業務委託 霞ヶ関北市民センター植栽管理業務委託	公開			市民部地域づくり推進課
179	R4.3.17	R2.4.3河越館跡環境整備業務委託 R2.5.1川越城中ノ門堀跡環境整備業務委託 R3.4.6河越館跡環境整備業務委託 R3.4.30川越城中ノ門堀跡環境整備業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 河越館跡環境整備業務委託 川越城中ノ門堀跡環境整備業務委託 令和3年度 委託設計書 河越館跡環境整備業務委託 川越城中ノ門堀跡環境整備業務委託	公開			教育総務部文化財保護課
180	R4.3.17	R2.5.29市立中央図書館植栽管理業務委託 R3.7.16中央図書館植栽管理業務委託 R3.7.30西図書館高木剪定等業務委託 R3.8.6中央図書館植栽管理業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 市立中央図書館植栽管理業務委託 令和3年度 委託設計書 中央図書館植栽管理業務委託 西図書館高木剪定等業務委託 中央図書館植栽管理業務委託	公開			教育総務部中央図書館
181	R4.3.17	R2.9.18旧山崎家別邸樹木等管理業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 旧山崎家別邸樹木等管理業務委託	公開			産業観光部観光課

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	決定内容	非公開部分の根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
182	R4.3.17	R2.4.3川越市民聖苑やすらぎのさと緑地管理業務委託 R2.4.3川越市斎場緑地管理業務委託 R3.12.17川越市民聖苑やすらぎのさと高木剪定等業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 川越市民聖苑やすらぎのさと緑地管理業務委託 川越市斎場緑地管理業務委託 令和3年度 委託設計書 川越市民聖苑やすらぎのさと高木剪定等業務委託	公開			市民部斎場
183	R4.3.22	令和4～6年度向け英語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザルにおける下記文書および内容 1 全参加事業者(弊社を除く)の企画書 2 全参加事業者(弊社を除く)の見積書(内訳を含む) 3 全参加者の評価項目ごとの得点	英語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザルの企画書、見積書、得点	部分公開	第6条第1項第2号、第3号	企画提案書の内容、見積書の法人名、得点表の内訳	学校教育部教育センター
184	R4.3.17	R2.4.3安比奈親水公園その1園地管理業務委託 R2.4.3川越運動公園ほか1公園園地管理業務委託 R2.4.3伊佐沼公園ほか4公園園地管理業務委託 R2.4.3池辺公園ほか8公園園地管理業務委託 R2.4.3菅間緑地ほか1公園園地管理業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 安比奈親水公園その1園地管理業務委託 川越運動公園ほか1公園園地管理業務委託 伊佐沼公園ほか4公園園地管理業務委託 池辺公園ほか8公園園地管理業務委託 菅間緑地ほか1公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
185	R4.3.17	R2.4.3御伊勢塚公園ほか1公園園地管理業務委託 R2.4.3笠幡公園ほか4公園園地管理業務委託 R2.4.3なぐわし公園園地管理業務委託 R2.4.3仙波河岸史跡公園ほか1公園園地管理業務委託 R2.4.3なぐわし公園計画地除草業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 御伊勢塚公園ほか1公園園地管理業務委託 笠幡公園ほか3公園園地管理業務委託 なぐわし公園園地管理業務委託 仙波河岸史跡公園ほか1公園園地管理業務委託 なぐわし公園計画地除草業務委託	公開			都市計画部公園整備課
186	R4.3.17	R2.4.3伊佐沼東岸花畑植栽管理業務委託 R2.4.3霞ヶ関北花の丘公園ほか10公園園地管理業務委託 R2.4.3大塚新町公園ほか12公園園地管理業務委託 R2.4.3小畔水鳥の郷公園ほか3公園園地管理業務委託 R2.4.3上江橋緑地ほか2公園園地管理業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 伊佐沼東岸花畑植栽管理業務委託 霞ヶ関北花の丘公園ほか10公園園地管理業務委託 大塚新町公園ほか12公園園地管理業務委託 小畔水鳥の郷公園ほか3公園園地管理業務委託 上江橋緑地ほか2公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
187	R4.3.17	R2.4.3芳野台南公園ほか4公園園地管理業務委託 R2.4.3白山西原公園ほか12公園園地管理業務委託 R2.4.3萱沼びん沼公園ほか5公園園地管理業務委託 R2.4.3安比奈親水公園その2園地管理業務委託 R2.4.3スポーツパーク福原ほか5公園園地管理業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 芳野台南公園ほか4公園園地管理業務委託 白山西原公園ほか12公園園地管理業務委託 萱沼びん沼公園ほか5公園園地管理業務委託 安比奈親水公園その2園地管理業務委託 スポーツパーク福原ほか5公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
188	R4.3.17	R2.4.3岸町健康ふれあい広場ほか9公園園地管理業務委託 R2.4.9かすみ野公園ほか7公園園地管理業務委託 R2.6.12高階南公共広場ほか1公園除草作業業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 岸町健康ふれあい広場ほか9公園園地管理業務委託 かすみ野公園ほか7公園園地管理業務委託 高階南公共広場ほか1公園除草作業業務委託	公開			都市計画部公園整備課
189	R4.3.17	R3.4.6伊佐沼東岸花畑植栽管理業務委託 R3.4.6なぐわし公園計画地除草業務委託 R3.4.6菅間緑地ほか6公園園地管理業務委託 R3.4.6川越運動公園ほか1公園園地管理業務委託 R3.4.6仙波河岸史跡公園ほか11公園園地管理業務 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和3年度 委託設計書 伊佐沼東岸花畑植栽管理業務委託 なぐわし公園計画地除草業務委託 菅間緑地ほか6公園園地管理業務委託 川越運動公園ほか1公園園地管理業務委託 仙波河岸史跡公園ほか11公園園地管理業務	公開			都市計画部公園整備課

No	受付日	請求・申出の概要	対象公文書	決定内容	非公開部分の根拠条文等	非公開部分の内容	所管部署
190	R4.3.17	R3.4.6御伊勢塚公園ほか9公園園地管理業務委託 R3.4.6池辺公園ほか8公園園地管理業務委託 R3.4.6なぐわし公園園地管理業務委託 R3.4.6笠幡公園ほか4公園園地管理業務委託 R3.4.6伊佐沼公園ほか4公園園地管理業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和3年度 委託設計書 御伊勢塚公園ほか9公園園地管理業務委託 池辺公園ほか8公園園地管理業務委託 なぐわし公園園地管理業務委託 笠幡公園ほか4公園園地管理業務委託 伊佐沼公園ほか4公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
191	R4.3.17	R3.4.6霞ヶ関北花の丘公園ほか10公園園地管理業務委託 R3.4.6安比奈親水公園その1園地管理業務委託 R3.4.6小畔水鳥の郷公園ほか3公園園地管理業務委託 R3.4.6上江橋緑地ほか2公園園地管理業務委託 R3.4.6大塚新町公園ほか11公園園地管理業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和3年度 委託設計書 霞ヶ関北花の丘公園ほか10公園園地管理業務委託 安比奈親水公園その1園地管理業務委託 小畔水鳥の郷公園ほか3公園園地管理業務委託 上江橋緑地ほか2公園園地管理業務委託 大塚新町公園ほか11公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
192	R4.3.17	R3.4.6萱沼びん沼公園ほか4公園園地管理業務委託 R3.4.6安比奈親水公園その2園地管理業務委託 R3.4.6白山西原公園ほか12公園園地管理業務委託 R3.4.6スポーツパーク福原ほか5公園園地管理業務委託 R3.5.28高階南公共広場ほか1公園除草作業業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和3年度 委託設計書 萱沼びん沼公園ほか4公園園地管理業務委託 安比奈親水公園その2園地管理業務委託 白山西原公園ほか12公園園地管理業務委託 スポーツパーク福原ほか5公園園地管理業務委託 高階南公共広場ほか1公園除草作業業務委託	公開			都市計画部公園整備課
193	R4.3.17	R3.6.4都市公園樹木害虫駆除等業務委託(単価契約) 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和3年度 都市公園樹木害虫駆除等業務委託(単価契約) 設計書	公開			都市計画部公園整備課
194	R4.3.17	R2.4.10第四次川越市地域福祉計画策定等業務委託 上記案件の金入り内訳設計書一式	令和2年度 委託設計書 第四次川越市地域福祉計画策定等業務委託	公開			福祉部福祉推進課
195	R4.3.22	令和3年度上江橋緑地ほか2公園園地管理業務委託 金入り設計書	令和3年度 委託設計書 上江橋緑地ほか2公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
196	R4.3.22	令和3年度萱沼びん沼公園ほか4公園園地管理業務委託 金入り設計書	令和3年度 委託設計書 萱沼びん沼公園ほか4公園園地管理業務委託	公開			都市計画部公園整備課
197	R4.3.28	1.新型コロナウイルスの存在を証明する科学的根拠、論文等 2.PCR陽性判定者の無症状者が他者へ新型コロナウイルスを感染させるという科学的根拠、論文等 3.マスク着用が新型コロナウイルスの感染防止に効果があるという科学的根拠、論文等		非公開	文書不存在		保健医療部保健予防課
198	R4.3.28	街路樹剪定管理業務委託5(令和3年4月30日入札)	令和3年度 委託設計書 街路樹剪定管理業務委託5	公開			建設部道路環境整備課
199	R4.3.29	1.新型コロナウイルス感染による重症化リスクの極めて低い5才から11才の小児に対し市として接種を推奨を実施するに至る議事録及び科学的根拠、論文等 2.治験中の新型コロナウイルスワクチンの治験に市として参加を呼びかける科学的根拠、論文等		非公開	文書不存在		保健医療部新型コロナウイルスワクチン接種対策室
200	R4.3.30	「全国有志医師の会」から送付された小児ワクチン接種中止の要望書や関連資料全て	陳情・要望に関する決裁文書	公開			市民部広聴課

川越市情報公開条例（原文縦書き）

〔平成八年九月二十七日〕
〔 条 例 第 十 五 号 〕

（目的）

第一条 この条例は、公文書の公開について必要な事項を定め、市民の公文書の公開を求める権利を明らかにすること等により、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政への参加を促進し、市政の公正な執行と市政に対する市民の信頼を確保し、もって開かれた市政のより一層の推進に資することを目的とする。

（平一二条例三九・一部改正）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 実施機関 議会並びに市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに上下水道事業管理者をいう。
- 二 公文書 市の機関が作成し、又は取得した文書、地図、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、市の機関が組織的に用いるものとして、実施機関において管理しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（平一〇条例八・平一二条例三九・平一四条例四四・一部改正）

（実施機関の責務）

第三条 実施機関は、市民の公文書の公開を求める権利が保障されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

- 2 実施機関は、公文書の公開に当たっては、個人に関する情報を最大限に保護しなければならない。

（利用者の責務）

第四条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

（公文書の公開を請求できるもの）

第五条 次に掲げるものは、実施機関に対して、公文書（第五号に掲げるものにあつては、そのものの権利又は利益に係る公文書に限る。）の公開を請求することができる。

- 一 市内に住所を有する者
- 二 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 三 市内に存する学校に在学する者
- 四 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体（法人でない社団又は財団にあつては、代表者又は管理人の定めがあるものに限る。以下同じ。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、市の機関が行う事務事業によって権利又は利益に直接の影響を受けるもの

（公文書の公開義務）

第六条 実施機関は、公文書の公開の請求があつたときは、当該請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）又は条例の規定に基づき、何人でも閲覧することができるとされている情報
 - ロ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- 二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関

する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 当該法人等又は当該個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報であって、公開することが必要と認められるもの

ロ 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれがある事項に関する情報であって、公開することが必要と認められるもの

三 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公共的団体をいう。以下同じ。）の機関との間における審議、検討、調査、研究等の意思決定過程における情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの

四 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

五 市の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、試験の問題、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

六 人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の捜査又は予防その他公共の安全と秩序の維持のため、公開しないことが必要であると認められる情報

七 法令又は条例の規定に基づき、明らかに公開することができないとされている情報

八 法律又はこれに基づく政令の規定により、各大臣等から公開しないように指示のあった情報

2 実施機関は、公開の請求に係る公文書に非公開情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該公文書を公開しなければならない。

3 実施機関は、非公開情報が記録されている公文書であっても、期間の経過により、当該公文書に記録されている情報が、非公開情報でなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

4 実施機関は、公開の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公

開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。

- 5 実施機関は、公開の請求に係る公文書に非公開情報（第一項第七号及び第八号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

（平一二条例一・平一二条例三九・平一六条例一九・平一九条例二三・平二七条例三・一部改正）

（公文書の公開の請求方法）

第七条 公文書の公開を請求しようとするものは、当該請求に係る公文書を管理している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者又は管理人の氏名）
- 二 公開の請求に係る公文書の件名又は内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、実施機関の定める事項

（公文書の公開の請求に対する決定等）

第八条 実施機関は、前条の規定による請求があつた日から起算して十五日以内に、当該請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは公開の決定を、当該請求に係る公文書の全部を公開しないとき（第六条第四項の規定により公開の請求を拒否するとき及び公開の請求に係る公文書を管理していないときを含む。）は非公開の決定をするものとし、請求者に対し、速やかに当該公開又は非公開の決定（以下「公開決定等」という。）の内容を通知しなければならない。

- 2 非公開の決定（第六条第二項の規定による公開の請求に係る公文書の公開しないこととする部分に係る決定を含む。）をした場合であつて、当該公文書が期間の経過により公開でき、かつ、その時期が明示できるときは、その時期を併せて通知しなければならない。

- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第一項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、前条の規定による請求があつた日から起算して六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を通知しなければならない。

（平九条例三・平一二条例三九・一部改正）

（公開決定等の期限の特例）

第九条 公開の請求に係る公文書が著しく大量であるため、当該請求があった日から起算して六十日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときには、前条第一項及び第三項の規定にかかわらず、実施機関は、公開の請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第一項に規定する期間内に、請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由並びに残りの公文書について公開決定等をする期限を通知しなければならない。

(平一二条例三九・追加)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十条 実施機関は、公開決定等を行う場合において、当該公開決定等に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第六条第一項第二号ロに規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている公文書を第六条第五項の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開の決定をするときは、公開の決定をする日と公開を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開の決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平一二条例三九・追加、平一六条例一九・一部改正)

(公文書の公開の実施及び方法)

第十一条 実施機関は、公開の請求に係る公文書を公開する旨の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該公文書を公開しなければならない。

2 公文書の公開の方法は、公文書の閲覧、視聴又は写しの交付とし、請求者の求めるところによるものとする。ただし、請求者が公文書の写しの交付又は視聴を求めた場合において、写しを交付し、又は視聴をさせることが困難であると実施機関が認めるときは、他の公開の方法により公開することができる。

3 実施機関は、公開の請求に係る公文書を直接公開することにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公文書を公開することができる。

(平一二条例三九・旧第九条繰下・一部改正)

(手数料等)

第十二条 公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 公文書の写しの交付を行うときは、当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(平一二条例三九・旧第十条繰下)

(審査請求があった場合の手続)

第十三条 実施機関は、公開決定等又は公文書の公開の請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、川越市情報公開審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求に係る公開決定等（公開の請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下同じ。）を取り消す場合。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。

2 第十条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 公開の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意見を表示している場合に限る。）

(平一二条例三九・追加、平二八条例三・一部改正)

(審査会の設置)

第十四条 実施機関の諮問に応じ、審査請求についての審査及び情報公開制度の重要事項について審議するため、川越市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員五人以内で組織し、情報公開制度に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平一二条例三九・旧第十二条繰下・一部改正、平二八条例三・一部改正)

(公文書の任意的公開)

第十五条 実施機関は、第五条に規定する公文書の公開を請求することができるもの以外のものから公文書の公開の申出があったときは、これに応ずるように努めなければならない。

- 2 前項の規定により公文書を公開する場合の手数料等については、第十二条の規定を適用する。

(平一二条例三九・旧第十三条繰下・一部改正)

(公文書の検索資料の作成等)

第十六条 実施機関は、公文書を検索するために必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(平一二条例三九・旧第十四条繰下)

(実施状況の公表)

第十七条 市長は、毎年度、この条例による公文書の公開の実施状況を公表するものとする。

(平一二条例三九・旧第十五条繰下)

(情報提供の充実)

第十八条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書を公開するほか、市政に関する情報を市民に提供するよう努めなければならない。

(平一二条例三九・旧第十六条繰下)

(適用除外)

第十九条 この条例は、法令又は他の条例の規定に基づき、公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合（川越市手数料条例（平成十二年条例第三号）別表第十三号に規定する市長の指定する公簿又は図面の閲覧及び同表第十四号に規定する市長の指定する図面の写しの交付並びに川越市建築基準法

関係手数料条例（平成十二年条例第六号）別表第二第四十七号に規定する道路の位置の指定に係る図面の写しの交付並びに同表第四十八号に規定する建築計画概要書（当該建築計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。）、築造計画概要書（当該築造計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。）、定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書の写しの交付を含む。）については、適用しない。

- 2 この条例は、図書館等の市の機関において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、図画等については、適用しない。

（平一二条例三・一部改正、平一二条例三九・旧第十七条繰下、平一四条例二八・平一五条例一三・平一八条例二五・平二八条例二三・平三〇条例五六・令元条例八・令二条例二三・令三条例四四・一部改正）

（出資法人等への要請）

第二十条 市長は、市が出資している法人及び市の行政運営上密接な関係を有し、かつ、市の援助が特に必要であると認められる法人で、規則で定めるものに対し、その管理する情報の公開及び提供を推進するよう要請するものとする。

- 2 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開及び提供を推進するよう要請するものとする。

（平一二条例三九・追加、平一七条例二九・一部改正）

（委任）

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

（平一二条例三九・旧第十八条繰下）

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に市の機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

（施行日前の公文書の任意的公開）

- 2 この条例の施行日前に市の機関が作成し、又は取得した公文書について公開の申出があった場合は、実施機関は、これに応ずるよう努めるものとし、公文書を公開する場合の手数料等については、第十二条の規定を適用する。

（平一二条例三九・一部改正）

(川越市手数料条例の一部改正)

- 3 川越市手数料条例（昭和三十二年条例第四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成九年三月一九日条例第三号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成一〇年三月二〇日条例第八号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月二一日条例第一号）
この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月二一日条例第三号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一二月二一日条例第三九号）
この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月二四日条例第二八号）抄

- 1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定及び次項の規定は平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月二四日条例第四四号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月一八日条例第一三号）抄

- 1 この条例中第一条の規定は平成十五年四月十六日から、第二条の規定及び次項の規定は平成十五年八月二十五日から施行する。

附 則（平成一六年一二月二一日条例第一九号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

（川越市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正後の川越市情報公開条例第六条及び第十条の規定は、同項の規定の施行後になされた同条例第五条の規定による請求について適用し、同項の規定

の施行前になされた同条の規定による請求については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年六月二三日条例第二九号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日条例第二五号）抄

1 この条例は、平成十八年九月一日から施行する。

3 この条例の施行の日前にされた前項の規定による改正前の川越市情報公開条例の規定による公文書の公開の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年七月三日条例第二三号）

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月一七日条例第三号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月一八日条例第三号）抄

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月一八日条例第二三号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年九月二八日条例第五六号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二六日条例第八号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月二四日条例第二三号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年九月二九日条例第四四号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

川越市情報公開条例施行規則（原文縦書き）

平成8年12月25日
規則第47号

（趣旨）

第一条 この規則は、川越市情報公開条例（平成八年条例第十五号。以下「条例」という。）第二十一条の規定に基づき、市長が管理する公文書の公開について必要な事項を定めるものとする。

（平一三規則九・一部改正）

（請求書の提出）

第二条 条例第七条第三号の実施機関の定める事項は、次に掲げるものとする。

一 請求者の区分

二 公文書の公開方法

2 条例第七条に規定する請求書は、公文書公開請求書（様式第一号）によるものとする。

（平一三規則九・一部改正）

（決定通知書等の様式）

第三条 条例第八条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

一 公文書の全部の公開の決定をした場合 公文書公開決定通知書（様式第二号）

二 公文書の一部の公開の決定をした場合 公文書部分公開決定通知書（様式第三号）

三 公文書の非公開の決定をした場合 公文書非公開決定通知書（様式第四号）

2 条例第八条第三項の規定による通知は、公文書公開決定期間延長通知書（様式第五号）により行うものとする。

3 条例第九条の規定による通知は、公文書公開決定等の期限の特例適用通知書（様式第六号）により行うものとする。

（平九規則三三・平一三規則九・一部改正）

（意見照会書等の様式）

第四条 条例第十条第一項の規定による通知は、公文書公開決定等に係る意見照会書（様式第七号）により行うものとする。

2 条例第十条第二項の規定による通知は、公文書公開決定等に係る意見書提出機会付与通知書（様式第八号）により行うものとする。

3 前二項の規定による通知を受けた者の意見書の提出は、公文書公開決定等に係る意見書（様式第九号）により行うものとする。

4 条例第十条第三項後段の規定による通知は、公文書公開決定第三者宛通知書（様式第十号）により行うものとする。

（平二三規則四八・一部改正）

(公文書の公開の実施)

第五条 公文書の公開は、市長が指定する日時及び場所において職員の立会いの下に行うものとする。

2 市長は、公文書を閲覧し、又は視聴する者が当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときは、公文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

(平一三規則九・旧第四条線下・一部改正)

(公文書の写しの作成及び送付に要する費用)

第六条 条例第十二条第二項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平一三規則九・旧第五条線下・一部改正)

(任意的公開の申出)

第七条 条例第十五条第一項に規定する公文書の公開の申出は、公文書任意的公開申出書(様式第十一号)により行うものとする。

2 公文書の公開の申出に対する回答は、公文書任意的公開回答書(様式第十二号)により行うものとする。

(平一三規則九・旧第六条線下・一部改正)

(公表)

第八条 条例第十七条に規定する公文書の公開の実施状況の公表は、市が発行する広報紙により行うものとする。

(平一三規則九・旧第七条線下・一部改正)

(出資法人等)

第九条 条例第二十条第一項の規則で定める法人は、次に掲げるとおりとする。

- 一 川越市土地開発公社
- 二 公益財団法人川越市施設管理公社
- 三 公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター
- 四 川越総合卸売市場株式会社
- 五 川越都市開発株式会社
- 六 社会福祉法人川越市社会福祉協議会
- 七 公益社団法人川越市シルバー人材センター
- 八 公益社団法人小江戸川越観光協会

(平一三規則九・追加、平一七規則二〇・平一八規則七・平二二規則四七・平二三規則四八・平二四規則七八・平二五規則六一・一部改正)

(その他)

第十条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平一三規則九・旧第八条線下)

附 則

- 1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 条例附則第二項に規定する施行日前に作成し、又は取得した公文書の公開の申出については、第六条の規定を準用する。
- 3 川越市会計規則（平成六年規則第十一号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（平成九年九月二九日規則第三三号）抄

- 1 この規則は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月三十一日規則第一一号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月八日規則第九号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年三月二九日規則第二二号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三十一日規則第二〇号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月一日規則第七号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年六月一六日規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一月二二日規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年一〇月一〇日規則第七八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年四月一〇日規則第六一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年三月三十一日規則第四四号）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

様式 略

個人情報保護制度の運用状況

1 開示・訂正等請求の受付、処理件数

本市では、市民の権利や利益の保護と公正で信頼される市政の推進のため、市が保有する個人情報の取扱いについてルールを定め、個人情報の開示・訂正等を請求する権利を保障する「個人情報保護制度」を平成14年4月1日から実施しています。令和3年4月1日から令和4年3月31日までに開示請求は448件あり、訂正等請求はありませんでした（表1参照）。

（表1）開示・訂正等請求の受付、処理件数

令和2年度	開示・訂正等決定	部分開示・訂正等決定	不開示・訂正等不可決定	取下げ	合計
開示	73	52	321	2	448
訂正	0	0	0	0	0
消去	0	0	0	0	0
停止	0	0	0	0	0
合計	73	52	321	2	448

開示請求：実施機関が管理している公文書に記載された自己に関する個人情報の開示を請求すること。

訂正請求：実施機関が管理している公文書に記載された自己に関する個人情報について、事実の誤りがあると認めるときに、その訂正を請求すること。

消去請求：実施機関が管理している公文書に記載された自己に関する個人情報が取得の制限を越えて取得されていると認めるときに、その消去を請求すること。

停止請求：実施機関が管理している公文書に記載された自己に関する個人情報が利用及び提供の制限を越えて利用及び提供されていると認めるときに、その利用及び提供の停止を請求すること。

2 実施機関別の受付、処理件数

令和3年度の開示・訂正等請求の受付、処理件数を実施機関別に分類すると、市長が406件、教育委員会が42件でした。

議会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者に対しては、開示・訂正等請求はありませんでした（表2参照）。

（表2）実施機関別の受付、処理件数

		開 示 ・ 訂正等決定	部分開示・ 訂正等決定	不開示・訂正 等不可決定	取 下 げ	合 計
議 会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
市 長	開示	46	50	310	0	406
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	46	50	310	0	406
教育委員会	開示	27	2	11	2	42
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	27	2	11	2	42
選 挙 管 理 委 員 会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
公平委員会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
監 査 委 員	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	開示	0	0	0	0	0
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
総 合 計	開示	73	52	321	2	448
	訂正等	0	0	0	0	0
	合計	73	52	321	2	448

部局別では、令和3年度は、市民部（350件）が最も多く、次いで、福祉部（44件）、学校教育部（40件）となっています（表3参照）。

（表3）部局別の受付、処理件数

実施機関名		総件数	実施機関名		総件数
議 会		0	教育委員会	教育総務部	2
秘書室	0	学校教育部		40	
広報室	0	合 計		42	
市長	防災危機管理室	0	選挙管理委員会	0	
	総合政策部	0	公平委員会	0	
	総務部	1	監査委員	0	
	財政部	1	農業委員会	0	
	市民部	350	固定資産評価審査委員会	0	
	文化スポーツ部	0	上下水道事業管理者	0	
	福祉部	44			
	こども未来部	4			
	保健医療部	5			
	環境部	0			
	産業観光部	0			
	都市計画部	0			
	建設部	1			
	会計室	0			
	合 計	406	総 合 計	448	

3 主な対象個人情報

令和3年度に開示請求の対象となった保有個人情報のうち、最も多かった文書名として、住民票等交付請求書が32件ありました。

4 部分開示及び不開示の決定の理由別内訳

(1) 不開示情報

令和3年度の部分開示及び不開示の決定のうち、川越市個人情報保護条例第15条第1項各号（不開示情報）が適用された件数は合計52件でした。

上記52件につき、同条例同条同項各号が適用された回数は延べ100回でした。その内訳は次のとおりです（表4参照）。

（表4）川越市個人情報保護条例第15条第1項各号の適用状況

不開示情報	根拠条項	適用回数※
開示請求者の生命等を害するおそれのある情報	第15条第1項第1号	1
開示請求者以外の個人に関する情報	第15条第1項第2号	45
法人等に関する情報	第15条第1項第3号	18
意思決定過程における情報	第15条第1項第4号	2
国等との協力関係等に関する情報	第15条第1項第5号	2
評価等に関する情報	第15条第1項第6号	2
性質上公開になじまない事務事業に関する情報	第15条第1項第7号	1
公共の安全と秩序に関する情報	第15条第1項第8号	29
法令秘情報	第15条第1項第9号	0
各大臣等（主務大臣等）から指示のあった情報	第15条第1項第10号	0

※1件の決定に複数の不開示情報が含まれることがあるため、部分開示及び不開示決定の件数とは一致しません。

(2) その他

(1)のほか、部分開示及び不開示の決定のうち、第15条4項が適用された件数は0件、文書不存在が理由とされた件数は317件ありました。

5 訂正等請求の処理状況

令和3年度に訂正等決定及び訂正等不可決定はありませんでした。

6 審査請求の処理状況

令和3年度は、開示・訂正等請求に係る決定について審査請求はありませんでした。

川越市個人情報保護条例（原文縦書き）

〔平成十六年十二月二十一日〕
〔 条 例 第 十 九 号 〕

川越市個人情報保護条例（平成十三年条例第十七号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 実施機関等の責務（第三条―第五条）
- 第三章 実施機関における個人情報の取扱い（第六条―第十二条）
- 第四章 個人情報ファイル簿（第十三条）
- 第五章 開示及び訂正等
 - 第一節 開示（第十四条―第二十条）
 - 第二節 訂正等（第二十一条―第二十五条）
 - 第三節 審査請求（第二十六条）
- 第六章 審議会等（第二十七条・第二十八条）
- 第七章 雑則（第二十九条―第三十四条）
- 第八章 罰則（第三十五条―第三十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、もって公正で信頼される市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「実施機関」とは、議会並びに市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに上下水道事業管理者をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

- 3 この条例において「保有個人情報」とは、市の機関が作成し、又は取得した個人情報であって、市の機関が組織的に利用するものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（川越市情報公開条例（平成八年条例第十五号）第二条第二号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- 4 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 5 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第八項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- 6 この条例において「保有特定個人情報」とは、市の機関が作成し、又は取得した特定個人情報であって、市の機関が組織的に利用するものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を番号法第二十六条において準用する場合を含む。第二十二条の二において同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- 8 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（平二七条例三〇・平二八条例三八・一部改正）

第二章 実施機関等の責務

（実施機関の責務）

第三条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、事業者（法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。次条において同じ。）及び市民

に対する意識の啓発及び支援に努めなければならない。

(令三条例四二・一部改正)

(事業者の責務)

第四条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第五条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人に関する個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

第三章 実施機関における個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第六条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第七条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第三十七条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第八条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第九条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。）が公の施設の管理の業務を行う場合

3 実施機関は、保有個人情報の適切な管理を行うため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(平一七条例三〇・一部改正)

(従事者の義務)

第十条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項各号の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平一七条例三〇・一部改正)

(利用及び提供の制限)

第十一条 実施機関は、法令（法律及び法律に基づく命令をいう。以下同じ。）又は他の条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条及び第十二条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 実施機関が所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合で

あって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、その事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局に限るものとする。

(平二七条例三〇・一部改正)

(保有特定個人情報の利用の制限)

第十一条の二 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(平二七条例三〇・追加・一部改正)

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第十二条 実施機関は、第十一条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(平二七条例三〇・一部改正)

第四章 個人情報ファイル簿

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第十三条 実施機関は、実施機関が定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（第三項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- 一 個人情報ファイルの名称
 - 二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - 三 個人情報ファイルの利用目的
 - 四 個人情報ファイルに記録されている主な項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第七号において同じ。）として個人情報ファイルに記録されている個人の範囲（次項第八号において「記録範囲」という。）
 - 五 個人情報ファイルに記録されている個人情報（次号及び次項において「記録情報」という。）の収集方法
 - 六 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - 七 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - 二 実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - 三 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - 四 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - 五 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - 六 実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - 七 本人の数が実施機関が定める数に満たない個人情報ファイル

八 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

九 第二号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして実施機関が定める個人情報ファイル

- 3 第一項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第五章 開示及び訂正等

第一節 開示

(開示の請求ができる者)

第十四条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下この節において「法定代理人等」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。この場合において、本人が未成年者で十五歳以上のものであるときは、本人の同意を得るものとする。

(平二七条例三〇・一部改正)

(保有個人情報の開示義務)

第十五条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この条において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者（前条第二項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号並びに第十九条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令又は条例の規定に基づき、開示請求者が知ることができるとされている情報

ロ 開示請求者が知ることができるとして作成し、又は取得した情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 当該法人等又は当該個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報であって、開示することが必要と認められるもの

ロ 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれがある事項に関する情報であって、開示することが必要と認められるもの

四 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公共的団体をいう。次号及び第七号において同じ。）の機関との間における審議、検討、調査、研究等の意思決定過程における情報であって、開示することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの

五 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

六 個人の評価、診断、判定、選考、相談、指導等に関する事務事業に係る情報であ

って、開示することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

七 市の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

八 人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の捜査又は予防その他公共の安全と秩序の維持のため、開示しないことが必要であると認められる情報

九 法令又は条例の規定に基づき、明らかに開示することができないとされている情報

十 法律又はこれに基づく政令の規定により、各大臣等から開示しないように指示のあった情報

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報の部分を容易に区分して除くことができるときは、その部分を除いて当該保有個人情報を開示しなければならない。

3 実施機関は、不開示情報が含まれている保有個人情報であっても、期間の経過により当該保有個人情報に含まれている情報が不開示情報でなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。

4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

5 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第一項第九号及び第十号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（平一九条例二三・平二七条例三・平二七条例三〇・一部改正）

（開示請求の方法）

第十六条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

一 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に

係る保有個人情報に特定するに足りる事項

三 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、実施機関が定めるところにより、自己が開示請求に係る保有個人情報の本人であること（第十四条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人等であること）を証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 第十四条第二項の規定により法定代理人等が開示請求をしようとする場合で、本人の同意が必要なときは、本人が同意していることを証明する書類を前項の書類に併せて提出しなければならない。

（平二七条例三〇・一部改正）

（開示請求に対する決定等）

第十七条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは開示する旨の決定を、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（第十五条第四項の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は開示しない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による開示する旨の決定又は開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第一項の規定による開示しない旨の決定（第十五条第二項の規定による開示請求に係る保有個人情報の開示しないこととする部分に係る決定を含む。）をした場合であつて、開示請求に係る保有個人情報が期間の経過により開示することができ、かつ、その時期を明示することができるときは、その時期を併せて通知しなければならない。
- 4 開示決定等は、開示請求があつた日から起算して十五日以内にならなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、同項に規定する期間内に開示決定等をするることができないときは、開示請求があつた日から起算して六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び開示決定等をする事ができる時期を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第十八条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、又は当該保有個人情報の検索に著しく日時を要するため、開示請求があった日から起算して六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第四項及び第五項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第四項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十九条 実施機関は、開示決定等を行う場合において、当該開示決定等に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条及び第二十六条第二項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、当該情報に係る第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十七条第一項の規定による開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第十五条第一項第三号ロに規定する情報に該当すると認められるとき。
- 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第十五条第五項の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第二十六条第一項第二号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知し

なければならない。

(開示の実施及び方法)

第二十条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに開示決定に係る保有個人情報を開示しなければならない。

- 2 開示請求者は、保有個人情報の開示を受けようとするときは、実施機関に対し、自己が当該開示に係る開示請求者であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 保有個人情報の開示の方法は、当該保有個人情報が記録されている公文書（開示決定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の閲覧、視聴又は写しの交付とし、開示請求者の求めるところによるものとする。ただし、開示請求者が公文書の視聴又は写しの交付を求めた場合において、視聴させ、又は写しを交付することが困難であると実施機関が認めるときは、他の開示の方法により開示することができる。
- 4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書を閲覧させ、又は視聴させることにより、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより保有個人情報を開示することができる。

第二節 訂正等

(訂正及び利用停止の請求ができる者)

第二十一条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。次項において同じ。）の内容が事実でないとき、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 法令又は他の条例の規定により開示を受けた保有個人情報

2 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

一 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第六条第二項の規定に違反して保有されているとき、第十一条第一項及び第二項若しくは第十一条の二第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法

第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（実施機関が保有している個人情報ファイルであって、番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルに相当するものをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第十一条第一項及び第二項又は番号法第十九条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

3 第十四条第二項の規定は、第一項に規定する訂正又は前項第一号に規定する利用の停止若しくは消去若しくは同項第二号に規定する提供の停止（次条第二項及び第二十三条第一項において「利用停止」という。）の請求について準用する。

（平二七条例三〇・平二八条例三八・一部改正）

（保有個人情報の訂正等の義務）

第二十二條 実施機関は、前条第一項の規定による訂正の請求（以下この項及び第二十三条第二項において「訂正請求」という。）があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

2 実施機関は、前条第二項の規定による利用停止の請求（以下この項において「利用停止請求」という。）があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（平二七条例三〇・一部改正）

（保有個人情報の提供先への通知）

第二十二條の二 実施機関は、前条第一項の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号法第十九条第八号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第九号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(平二七条例三〇・追加・一部改正、平二八条例三八・令三条例四二・一部改正)

(訂正等の請求の方法)

第二十三条 第二十一条第一項に規定する訂正又は利用停止（以下「訂正等」という。）の請求（以下「訂正等請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- 一 訂正等請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 訂正等請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - 三 訂正等請求の趣旨及び理由
 - 四 前三号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 第十六条第二項及び第三項の規定は、訂正等請求について準用する。
- 4 訂正等請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して九十日以内に行わなければならない。

(訂正等請求に対する決定等)

第二十四条 実施機関は、訂正等請求に係る保有個人情報の訂正等をするときは訂正等をする旨の決定を、訂正等請求に係る保有個人情報の訂正等をしないときは訂正等をしない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による訂正等をする旨の決定をしたときは、当該決定に係る保有個人情報の訂正等をした上で、訂正等請求をした者（次項及び第五項並びに次条において「訂正等請求者」という。）に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第一項の規定による訂正等をしない旨の決定をしたときは、訂正等請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による訂正等をする旨の決定又は訂正等をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正等請求があった日から起算して三十日以内に行わなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、同項に規定する期間内に訂正決定等をする事ができないときは、訂正等請求があった日から起算し

て六十日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び訂正決定等を行うことができる時期を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第二十五条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第四項及び第五項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第四項に規定する期間内に、訂正等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

第三節 審査請求

(平二八条例三・改称)

(審査請求があった場合の手続)

第二十六条 実施機関は、開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求若しくは訂正等請求に係る不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第二十八条第一項に規定する審査会に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - 二 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。
 - 三 裁決で、審査請求に係る訂正決定等（訂正等請求の全部を容認して訂正等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る訂正等請求の全部を容認して訂正等を行うこととする場合
- 2 第十九条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - 二 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(平二八条例三・一部改正)

第六章 審議会等

(川越市個人情報保護審議会)

第二十七条 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、川越市個人情報保護審議会（以下この条及び第二十九条第二項において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - 一 実施機関の求めに応じ、個人情報保護制度の運営等について審議すること。
 - 二 実施機関に対し、個人情報保護制度に関することについて、意見を述べること。
- 3 審議会は、委員十人以内で組織し、知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(川越市個人情報保護審査会)

第二十八条 実施機関の諮問に応じ、審査請求について審査するため、川越市個人情報保護審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員五人以内で組織し、個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平二八条例三・一部改正)

第七章 雑則

(個人情報保護制度に関する事務の改善等)

第二十九条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度に関する事務を公正かつ能率的に行うため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の措置のうち重要と認めるものについては、審議会の意見を聴かなければならない。

(苦情の処理)

第三十条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(実施状況の公表)

第三十一条 市長は、毎年度、実施機関におけるこの条例による個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(適用除外等)

第三十二条 この条例は、統計法（平成十九年法律第五十三号）の規定に基づく統計調査に係る保有個人情報については、適用しない。

2 この条例は、法令又は他の条例の規定により保有個人情報の開示又は訂正等の手続が定められている場合における当該保有個人情報の開示（保有特定個人情報の開示を除く。）又は訂正等については、適用しない。

3 この条例は、図書館等の市の機関において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、図画等に記録されている個人情報については、適用しない。

4 第五章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

5 保有個人情報（川越市情報公開条例第六条第一項に規定する非公開情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第五章（第三節を除く。）の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。

(平二一条例一・平二七条例三〇・一部改正)

(手数料等)

第三十三条 保有個人情報の開示又は訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている公文書の写しの交付をするときは、当該写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担するものとする。

(委任)

第三十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第八章 罰則

第三十五条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 実施機関の職員又は職員であった者
- 二 第九条第二項各号の業務に従事している者又は従事していた者

(平一七条例三〇・一部改正)

第三十六条 前条各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(平一七条例三〇・一部改正)

第三十七条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の川越市個人情報保護条例第十一条又は第十八条の規定によりなされた請求については、なお従前の例による。

(川越市情報公開条例の一部改正)

- 3 川越市情報公開条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成一七年六月二三日条例第三〇号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年七月三日条例第二三号)

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月二五日条例第一号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月一七日条例第三号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年六月三〇日条例第三〇号）

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第二条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二八年三月一八日条例第三号）抄

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年一二月二二日条例第三八号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和三年九月二九日条例第四二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第五十条及び附則第二条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

川越市個人情報保護条例施行規則（原文縦書き）

〔平成十七年三月二十五日〕
規 則 第 九 号

川越市個人情報保護条例施行規則（平成十四年規則第一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、川越市個人情報保護条例（平成十六年条例第十九号。以下「条例」という。）第三十四条の規定に基づき、市長における個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

（安全確保の措置）

第二条 市長は、個人情報を取り扱う業務を委託するときは、次に掲げる事項のうち、個人情報の適切な管理のために必要と認めるものについて契約上定めるものとする。

一 個人情報を取り扱う業務の委託を受けた者（第四号において「受託者」という。）以外の者への個人情報の提供の禁止に関する事項

二 委託を受けた業務以外への個人情報の使用の禁止に関する事項

三 当該委託に係る個人情報の複写又は複製の禁止に関する事項

四 受託者以外の者へ再度委託することの禁止又は制限に関する事項

五 市長が提供する個人情報に係る資料の返還に関する事項

六 当該委託に係る個人情報の取扱いについての市長の検査に関する事項

七 事故が発生した場合の報告に関する事項

八 その他個人情報の保護に関し必要な事項

九 前各号に掲げる事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償に関する事項

（個人情報保護管理者）

第三条 条例第九条第三項の個人情報保護管理者は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

一 川越市行政組織規則（平成十九年規則第三号）第二十三条第一項の表の中欄に掲げる職のうち課長、室長及び所長

二 川越市市民センター条例（平成二十六年条例第二号）の規定により設置された市民センターの長

三 川越市行政組織規則第二十七条第一項に規定する施設機関の長

四 川越市行政組織規則第二十八条第一項に規定する事業機関の長

五 川越市保健所組織規則（平成十九年規則第二十五号）第二条に規定する課及び室

の長

(平一八規則四〇・平一九規則一六・平一九規則二五・平二一規則一九・平二四規則四一・平二五規則四八・平二六規則二九・平二八規則五〇・令三規則二・一部改正)

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第四条 市長は、条例第十二条の規定により、同条に規定する保有個人情報の提供を受ける者に対し、当該提供に係る個人情報（以下この条において「提供情報」という。）の利用の目的及び利用の方法を明らかにさせるとともに、次に掲げる事項のうち、個人情報の適切な管理のために必要と認める条件を付するものとする。

- 一 提供情報に係る秘密の保持に関する事項
- 二 提供情報の利用の目的以外の目的への利用の禁止に関する事項
- 三 条例第十二条に規定する保有個人情報の提供を受ける者以外の者への提供情報の提供の禁止に関する事項
- 四 提供情報の複写又は複製の禁止に関する事項
- 五 提供情報の返還又は廃棄に関する事項
- 六 提供情報の利用又は保管に係る市長の検査に関する事項
- 七 提供情報の利用又は保管に係る事故が発生した場合の報告に関する事項
- 八 その他提供情報の保護に関し必要な事項

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第五条 市長は、個人情報ファイル（条例第十三条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。）を保有するに至ったときは、速やかに個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、市長が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 市長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、速やかに当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 市長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第十三条第二項第七号に該当するに至ったときは、遅滞なく当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 市長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なくこれを公衆の閲覧に供す

る方法により公表しなければならない。

(条例第十三条第一項第七号の実施機関が定める事項)

第六条 条例第十三条第一項第七号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 条例第二条第四項第一号に係る個人情報ファイルについて、第九条第一号に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

(個人情報ファイル簿の様式)

第七条 個人情報ファイル簿の様式は、様式第一号のとおりとする。

(条例第十三条第二項第七号の実施機関が定める数)

第八条 条例第十三条第二項第七号の実施機関が定める数は、千人とする。

(条例第十三条第二項第九号の実施機関が定める個人情報ファイル)

第九条 条例第十三条第二項第九号の実施機関が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 条例第二条第四項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十三条第一項の規定による公表に係る条例第二条第四項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの

二 条例第十三条第二項第二号に規定する者の被扶養者又は遺族に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

三 条例第十三条第二項第二号に規定する者及び前号に規定する者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(条例第十六条第一項第三号の実施機関が定める事項)

第十条 条例第十六条第一項第三号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 求める開示の方法

二 条例第十四条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに同項の規定により開示請求をしようとする者との関係

三 開示請求をしようとする者の連絡先

(開示請求をする際の書面の様式)

第十一条 条例第十六条第一項の書面の様式は、保有個人情報開示請求書（様式第二号）のとおりとする。

（開示請求における本人確認手続等）

第十二条 開示請求をしようとする者は、市長に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- 一 保有個人情報開示請求書に記載されている開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、旅券、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、それに貼り付けられた写真により当該開示請求をしようとする者が本人であることを確認するに足りるもの
- 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をしようとする者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類
- 2 条例第十四条第二項の規定により法定代理人又は同項に規定する代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人又は同項に規定する代理人は、前項に規定する書類のほか、戸籍謄本その他その資格を証明する書類として市長が認めるものを市長に提示し、又は提出しなければならない。
- 3 条例第十四条第二項の規定による開示請求をした者は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（平二四規則六四・平二七規則七六・一部改正）

（開示決定等に係る通知書の様式）

第十三条 条例第十七条第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

一 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報開示決定通知書（様式第三号）

二 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第四号）

三 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合 保有個人情報不開示決定通知書（様式第五号）

（開示決定等の期間の延長の通知）

第十四条 条例第十七条第五項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第六号）により行うものとする。

（開示決定等の期限の特例の適用の通知）

第十五条 条例第十八条後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書（様式第七号）により行うものとする。

（第三者に対する通知に当たっての注意）

第十六条 市長は、条例第十九条第一項又は第二項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（第三者に対する意見照会書等）

第十七条 条例第十九条第一項及び第二項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等に係る意見照会書（様式第八号）により行うものとする。

2 条例第十九条第一項及び第二項の意見書の様式は、保有個人情報開示決定等に係る意見書（様式第九号）のとおりとする。

3 条例第十九条第三項後段（条例第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、保有個人情報開示決定第三者宛通知書（様式第十号）により行うものとする。

（平二四規則六四・一部改正）

（保有個人情報の開示の実施）

第十八条 条例第二十条第一項の規定による保有個人情報の開示は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 条例第二十条第二項の実施機関が定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 開示決定に係る保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書

二 第十二条第一項各号に掲げる書類のいずれか

三 条例第十四条第二項の規定による開示請求にあつては、第十二条第二項に規定する市長が認める書類

3 市長は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報記録された公文書の開示を実施した場合に、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の開示を中止し、又は禁止することができる。

(条例第二十三条第一項第四号の実施機関が定める事項)

第十九条 条例第二十三条第一項第四号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 条例第二十一条第三項において準用する条例第十四条第二項の規定による訂正等請求にあつては、訂正等請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに条例第二十一条第三項において準用する条例第十四条第二項の規定により訂正等請求をしようとする者との関係

二 訂正等請求をしようとする者の連絡先

(訂正等請求をする際の書面の様式)

第二十条 条例第二十三条第一項の書面の様式は、保有個人情報訂正等請求書(様式第十一号)のとおりとする。

(訂正等請求に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第二十一条 第十二条の規定は、訂正等請求について準用する。

(訂正決定等に係る通知書の様式)

第二十二条 条例第二十四条第二項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

一 訂正等請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をする旨の決定をした場合 保有個人情報訂正等決定通知書(様式第十二号)

二 訂正等請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をする旨の決定をした場合 保有個人情報部分訂正等決定通知書(様式第十三号)

2 条例第二十四条第三項の規定による通知は、保有個人情報訂正等不可決定通知書(様式第十四号)により行うものとする。

(訂正決定等の期間の延長の通知)

第二十三条 条例第二十四条第五項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第十五号)により行うものとする。

(訂正決定等の期限の特例の適用の通知)

第二十四条 条例第二十五条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書(様式第十六号)により行うものとする。

(実施状況の公表)

第二十五条 条例第三十一条の規定による個人情報保護制度の実施状況の公表は、市が発行する広報紙により行うものとする。

(公文書の写しの作成及び送付に要する費用)

第二十六条 条例第三十三条第二項に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第二十七条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に市長が保有する個人情報ファイルについての改正後の川越市個人情報保護条例施行規則第五条第一項の規定の適用については、同項中「速やかに」とあるのは、「この規則の施行後遅滞なく」とする。

附 則(平成一八年三月三十一日規則第四〇号)抄

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月三〇日規則第一六号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年三月三〇日規則第二五号)抄

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二一年三月三十一日規則第一九号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年三月三〇日規則第四一号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年七月六日規則第六四号)

- 1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。
- 2 この規則による改正後の川越市個人情報保護条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第十二条第一項第一号(この規定を改正後の規則第二十一条において準用

する場合を含む。)の規定の適用については、中長期在留者(出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号。以下「改正法」という。)第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「新入管法」という。)第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。)が所持する改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第五条第一項に規定する外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。)は新入管法第十九条の三に規定する在留カード(以下「在留カード」という。)とみなし、特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。)に定める特別永住者をいう。)が所持する登録証明書は改正法第三条の規定による改正後の特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書(以下「特別永住者証明書」という。)とみなす。

- 3 前項の規定により、登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

附 則(平成二五年三月二九日規則第四八号)

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年三月三一日規則第二九号)

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年一二月二八日規則第七六号)

- 1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の川越市個人情報保護条例施行規則(以下この項において「改正後の規則」という。)第十二条第一項第一号(この規定を改正後の規則第二十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、住民基本台帳カード(平成二十八年一月一日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号。以下この項において「番号利用法整備法」という。)第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。)第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。)は、番号利用法整備法第二十条第一項の規

定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

附 則（平成二八年三月三十一日規則第四四号）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成二八年三月三十一日規則第五〇号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和三年一月一二日規則第二号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年一月十四日から施行する。